
令和4年 第2回(定例)南部町議会会議録(第4日)

令和4年3月8日(火曜日)

議事日程(第4号)

令和4年3月8日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1番 埒田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員(なし)

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤 原 宰君 書記 亀 尾 真 哉君
書記 桑 名 俊 成君
書記 赤 井 沙 樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長 陶 山 清 孝君 副町長 土 江 一 史君
教育長 福 田 範 史君 病院事業管理者 林 原 敏 夫君
総務課長 大 塚 壮 君 総務課課長補佐 加 納 諭 史君
企画政策課長 田 村 誠 君 デジタル推進課長 本 池 彰 君
防災監 田 中 光 弘君 税務課長 三 輪 祐 子君
町民生活課長 芝 田 卓 巳君 子育て支援課長 吾 郷 あきこ君
教育次長 岩 田 典 弘君 総務・学校教育課長 水 嶋 志都子君
病院事務部長 山 口 俊 司君 健康福祉課長 糸 田 由 起君
福祉事務所長 渡 邊 悦 朗君 建設課長 田 子 勝 利君
産業課長 岡 田 光 政君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達して
おりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

3 番、荊尾芳之君、4 番、滝山克己君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（景山 浩君） 日程第3、昨日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、9番、仲田司朗君の質問を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） おはようございます。9番、仲田司朗でございます。議長のお許しを得ましたので、通告どおり2点について質問させていただきます。

まず一つは、過疎化に伴う今後の農業政策についてであります。人口問題研究所の人口統計調査によれば、南部町の総人口は2030年、9,023人、2035年には8,376人、2040年には7,739人と人口が減少し、過疎化に拍車がかかってきている。そして、集落機能ができなくなってくる地域も出てきます。そういう状況下で、町はどのような施策をしようとしているのか、以下の3点について質問させていただきます。1つ、この人口動態調査で、中山間での農業について、町はどのような政策を展開しようとしているのか伺います。2つ目、農業従事者が高齢になり、担い手がいなくなり、米作農家では田、特に農地ですが、維持するだけで、なかなか経営にはおぼつかない状況が現状であり、離農する方もおられるのが現状です。そのような状況を町はどう考えているのでしょうか。3番目、全国的に山間集落で年々人口減少を来し、集落機能が維持できない状況に陥った場合の南部町での手だては考えておられるのでしょうか。若い方が住み慣れた家に帰ってこない、また、農業を継がない等、いろいろな状況がありますが、町の考えはどうでしょうか。

続きまして、地域振興協議会の今後の取組についてであります。7つの地域振興協議会が結成され、はや十数年が経過し、各部活動が中心となって振興協議会ごとに活動を展開されている今日、コロナ禍の中での思ったように活動できなくなっているのが現状です。特に、室内スポーツ、また、運動会などもしっかりでございます。この状況の中で、活動のやり方を含め、見直し等が必要となっている状況であると考えております。そのような状況で、以下について2点質問させていただきます。1つ、設立当初の振興協議会から十数年経過していますが、どのように活動内容が変わってきているのか、変わっていないのか、お聞かせ願いたいと思います。2つ目、今の振興協議会は、振興協議会独自の活動と町からの依頼に基づいた活動になっていますが、町としては

これからの振興協議会の在り方について、どのように考えておられるのか問うものでございます。この振興協議会については、再三各同僚議員のほうからもいろんな問合せが、質問があったと思いますけれども、新たな令和4年度に取り組む状況の中で、方向性をお示しいただき、壇上での質問と代えさせていただきますので、御答弁いただきますようお願い申し上げます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） おはようございます。今日もよろしく願いいたします。今日、一番バッターの仲田議員の御質問からお答えしてまいりたいと思います。

過疎化に伴う今後の農業政策についてということで、3点について御質問を頂戴しました。

まず初めに、この人口動態調査で中山間での農業について町はどのような政策を展開しようとしているのかについてお答えをいたします。中山間地域の農地、特に水田については、平野部と比較して小さい面積の圃場が多く、生産性や効率性が低い状況に中山間地域はございます。このような状況において、中山間地域における農業施策の一つとして、中山間地域等直接支払交付金事業と多面的機能支払交付金事業が上げられます。中山間地域等直接支払交付金事業は、現在、36協定、約318ヘクタールの農地を対象に、総額約3,840万円を直接支払いしており、両長田地区及び賀野地区を中心に、農地及び農業用施設の維持管理に御尽力をいただいているところでございます。また、多面的機能支払交付金事業では、南さいはく地区においては複数の集落が一つの活動組織を形成され、これまで課題であった事務手続等を南さいはく地域振興協議会に、これは現在は一般社団法人南さいはくが受託されておりますけれども、地域が一体となって農地等の保安全管理に御尽力いただいております。町としましては、引き続き各協定及び活動組織に対する支援を行うとともに、諸事情により取組が困難な地域においては、活用いただくための課題解決に取り組んでいきたいと考えています。あわせて、中心的な経営体が乏しいことから、中山間地域で担い手となる経営体をどのように確保していくのかについて、地域の農業者と意見交換をしながら検討してまいりたいと考えています。

次に、農業従事者が高齢になり、担い手がなく、米農家では田、農地を維持するだけで、なかなか経営にはおぼつかない状況が現状であり、離農する方もいる。このような状況を町はどのように考えてるのか、このような御質問を頂戴いたしました。農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農地の管理ができないなどの御相談をいただいております。御相談いただく農地の中で耕作条件等がよい圃場については、町内で活動されている農業法人及び専業の大規模経営農家に御紹介し、農地中間管理事業等を活用いただきながら、耕作放棄とならないよう集積、集約化を図っている現状です。また、農業を始めたいという御相談もいただいております。新たな農業の担

い手となる人材が、少しずつではありますが、増えつつあると感じております。このような新たな担い手となる方が円滑に就農できるよう、管理できないと相談のあった農地とのマッチングを図り、活用を図っていきたくと考えています。

最後に、山間集落で年々人口が減少を来し、集落機能を維持できない状況に陥った場合の手だては考えているのかについてお答えをいたします。現在、国及び県の指導により、今後の人と農地を将来誰がどのように担うのか、地域の農地地図、地域へのアンケートや話し合いを通じて、将来方針を作成する人・農地プランの実質化への取組を開始しております。また、中山間地域等直接支払交付金の協定のうち、10割単価により活動している協定については、集落戦略を策定する必要がありますので、令和4年度からその策定に向けた取組を支援していく予定としております。いずれにしましても、今後の地域の人と農地がどのように変わっていくのか、5年後、10年後に耕作できるのか、できない場合、その代わりに耕作する人や団体はあるのかを集落内でまず話し合っていく必要があると考えます。集落の話し合いに際しては、産業課が支援を行いますので、御相談いただければと思います。

次に、地域振興協議会の今後の取組についての質問にお答えしてまいります。

初めに、設立当初の振興協議会から十数年経過しているが、どのように活動内容が変わってきているのか、変わっていないのかを問うという御質問についてお答えしてまいります。

最初に、全ての協議会における共通課題について説明させていただきますと、各協議会とも役員の手や事業の継続性に苦慮していると聞いています。どの協議会も新たな担い手の発掘が必要ですが、人口が減少している社会、さらには民間において定年延長制度が浸透しつつある中で、担い手確保という点で困難に拍車がかかっている状況だと伺っています。一方、地域づくりの分野では、話し合いを通じ、理解し納得した上で少しずつ進みますので、どうしてもマンパワーが必要となります。したがって、どのように担い手を確保していくのか、事業を継続していくかについては、行政から地域に依頼している各種委員の成り手も含めて、地域振興協議会との協議を行っていく重要な課題だと考えています。

さて、協議会も設立から15年目を迎えており、この長きにわたる時間を経て、同じ事業名であっても、参加者の範囲や事業の進め方の変更により、多くの事業が変化していると認識しています。特に、この2年間は新型コロナウイルスの感染防止の対応のため、事業実施する際に内容の変更を余儀なくされている状況があると承知しています。なお、事業の骨格は各協議会が住民アンケート調査等を行って策定した5か年の地域づくり計画に基づいております。この計画書は、住環境の向上、集落の伝統行事の維持、防災、防犯の取組、買物支援など、多岐にわたる地域課

題に対して検討策を整理されておられます。進捗状況については、総務企画を担当する部などで年に1回程度確認されていると聞いております。2月21日には、7つの地域振興協議会、一堂に集まり、本年の活動を振り返る機会がありました。その中で、来年度は計画当初から運動会を予定せず、新たな事業を計画したりとか、コロナ禍であっても外での事業で多くの参加が見込めるため、事業を継続したい等の意見が出されました。全体としては、それぞれの協議会が何かしらの工夫を凝らして、事業をつくり出していきたいという方針をお持ちであるということをご認識したところでございます。

最後に、今の振興協議会は、主に振興協議会独自の活動と、町からの依頼に基づく活動になっているが、町としてはこれらの振興協議会の在り方について、どのように考えているのか問うの質問についてお答えします。

まず、各協議会の動きについて、簡単に説明させていただきます。最初に、東西町地域振興協議会では、出張消火器使用講習会をはじめ、防災や高齢独居者の安否確認に注力されておられ、同時に、地域コミュニティホーム西町の郷を運営しながら、地域の見守りや福祉に力点を置き、事業を着実に進めておられます。

天津地域振興協議会では、こちらも地震を想定した防災訓練をふるさと交流センターで実施したり、コロナ前までは文化祭を実施し、作品展示をしておられましたけれども、本年度は誌上文化祭として開催方法を変えて、事業実施をされたと伺っております。

大国地域振興協議会では、3世代交流事業を継続して実施されておられます。この事業は、農作業を通じて世代間の交流や触れ合いを深めることを目的に、サツマイモを栽培、収穫し、焼き芋にしたり、干し芋に加工したりしておられます。本年度はトウモロコシの収穫を目指して100本程度を植えられましたが、あいにく鳥獣害の影響で収穫がままならず、来年度は違う作物を栽培されると伺っております。何かの事業を計画から実施、評価、改善まで行うことを多くの役員の方が実施されておられ、この事業が他の事業の進捗にもつながっていると話されておられました。

次に、法勝寺地区振興協議会は、西伯小学校との農業体験事業に取り組んでおられます。西伯小学校近くの稲作体験や、町民体育館近くでのサツマイモ栽培、収穫体験は、町民の皆様も何度か御覧になった光景かと思えます。さらに、防災リーダー研修会を開催したり、プラザ西伯近くの花壇整備をしたりしておられます。また、法勝寺児童館で月1回の子ども食堂事業も受託し、活動の幅を広げておられます。

南さいはく地域振興協議会では、特産品部門を法人化し、一般社団法人南さいはくを立ち上げ

られました。設立した目的として、収益部門を切り離し、地域課題を解決する地域振興協議会の理念をさらに追求していけるように組織体制を整えたことと、さらに、法人化をして生産体制を整備し、収益を拡大することにより地域内での経済を回し、所得向上と地域内で住み続けられる地域づくりを進められると聞いております。

あいみ手間山地域振興協議会は、交流拠点施設でま里が地域住民の方々に利用され、交流が深まるよう協力支援する等の重点事業が設けられています。また、身近にある自然環境、地域資源を活用し、子供から大人まで楽しく遊び、学べる事業の一つとして、昨年10月には小松谷川沿いウォーキングを実施され、地域内外から多くの方が参加されたと聞いています。

あいみ富有の里地域振興協議会は、本年度から賀野地域交流拠点施設えんがーの富有の指定管理を受けられました。施設の縁側を利用し、精力的に農産物の販売をされておられます。この事業は、地域内だけでなく全町の農産物及び加工品を取り扱い、地域のにぎわいの創出に尽力されています。

町としましては、昨年度から協議会との協働活動のテーマとして防災と地域福祉を掲げ、連絡会等を通じて協議を重ねています。昨年7月豪雨においても、短時間で集中して降雨があり、北部地域を中心に道路陥没、土砂崩れなど、道路など公共施設に被害が多くありました。このような短期的、局地的な天候の変化について、行政の初動対応は困難を極めます。このような場合に、地域での日頃の防災の取組がこれからますます重要になってきていると認識しています。

また、令和2年度に多くの方に関わっていただき策定した南部町地域福祉推進計画を実効ある計画にしていくためには、協議会との連携、協力は不可欠でございます。これからの社会において、行政だけでは実現できない、暮らしに密着した小地域での福祉機能の充実に向け、引き続き行政と地域振興協議会が協力をし合って進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君の再質問を許します。

仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうも答弁ありがとうございました。では、再質問をさせていただきます。

まず、過疎化に伴う今後の農業政策についてでございます。2020年の町内人口が1万323人、本議会のしょっぱなに町長のほうから、2022年の、今年の2月末現在の人口が1万474人ということで、この人口動向の推移はほとんど正しい数値だと思っております。そこでお尋ねするわけでございますけれども、南部町の高齢化率が今年の2月末現在、37.

76%ということでございます。2025年の数値は、これは令和7年でございますけれども、38.5%、それから、2030年の令和12年が39.20%、2035年が、令和17年でございますが、39.3%と、高齢者が中心の農業経営ですので、年々、軽自動車等には乗れなくて、免許返納をする方が増えたり、また、足腰が弱くなって農作業もできにくくなって、農地の維持ができなくなっている可能性が出てくるのではないかと考えているところでございます。先ほども新しい農業の、新規就農の方もおられるという話もございますけれども、なかなか農業の維持ができなくなってくるのではないかとことを思っているんですが、これについて再度質問させていただきたいと思うんですが、いかがなものでしょう。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。一番の課題は、高齢化というよりも、若い世代が減ってくるのが、まずこの、昨日も議論いたしましたけれども、日本の課題であり、その進捗がさらに地方部では早いということだろうと思ってます。2040年、あと17年後、若者、二十歳から69歳までの直接労働される人口が1,000万人急激に減っていくということは、日本のこれからの経済活動や全てのことを考えた場合に、重大な局面を迎えます。しかし、今、私たちが移民以外の方法で、この人口問題を解決する手だてはありません。したがって、今、私たちがこの地域の中でしなくちゃいけないことは、これから先、農業等の労働人口を、どうやって農地と人を結びつけていくのか。それで、地域の皆さんが、それをどのようにプランとして考えていけるのか。プランというのは、例えば自分ところは息子はいるんだけれども、都会に出ていて、農地を引き継ぐことは困難だと。だから、早いうちに誰かやってくれる人を探そうやということを話し合う取組が人・農地プランなわけです。産業課も昨年2か所出向きながら、地域と膝を交えた話し合いをしてきています。ぜひ、このような取組をじっくりとやりながら、農地と人を結びつけていくことが必要だろうと思ってます。

よく地域課題にお詳しい小田切先生のお話の中で、人口が減ることはマイナスばかりではない。いわゆるそこに産業をつくっていく農地は増えていくわけだから、よそから人を連れてくる方法もあるだろうし、それから、中に残った若者が新たなビジネスチャンスをつくり上げることも可能だろうと、そのような前向きに捉えた地域が生き残っていくというふうなお話をされておりました。ぜひ地域の皆さんとしっかりとこの辺りのところを話し合いながら、一人や二人、個人の問題ではできなかったことを、地域の問題として解決していく、これしか方法はないだろうと思っています。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

先ほど言われるような農地プランというような進み方の中で、地域の中で要は話していただきながら、今後のその集落の維持をどうしていくかということ、農業も含め、そして周りの生活、住環境も含めてお話ができるんじゃないかということで、今、取り組んでいくということがあると思います。これは確かに必要でございます。

農業全般ですけれども、私の質問の趣旨は、里部だけではなくて、特に今、一番抱えてるのは奥部の農業ではないかなと思うわけです。なぜかというと、法勝寺から里部では、大きな面積が、特に田畑の農業でございますけれども、法人があったり、あるいは認定農業者があったりして、あるいはそれを農業委員会等が仲介となって、再生協議会も含めて、いろいろ展開するところがございますけれども、奥部になると法人の方もなかなか借りていただけないというところもあるようでございます。それはなぜかといいますと、耕作面積が少なくて田んぼの数のくぼが多過ぎるとか、あるいはのりが多過ぎて、草刈りにすごく重労働だから、要は採算が合わない。それから、イノシシ等の鳥獣被害が多くて収量が少ないので諦めるというような状況があるのではないかなと思うんですが、その辺についてはいかがなもんなんでしょう。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まさにおっしゃるとおりで、一番最初に影響が出てくるのはやはりそういう部分で、もう既に影響が出てる場所もあるだろうと思っています。私ごとで大変恐縮なんですけども、昨年、奥出雲、それから広瀬、日南町、あの山のあたりを自転車で駆け回っておりました。その地域地域の中で、例えばきれいにのりが刈ってあるところと、そういう集落と、それから、ここはもうかなり厳しいなというところ、それは奥部であるからとか、そういうこと、先ほど言われた、くぼが小さいからということではなさそうだなというのが私の実感です。特に、奥出雲などは非常にきれいにしておられます。さらには、家が集落の中で3軒ぐらいないところに、県外からそのそばを目掛けて長蛇の行列、1時間待ちでそばを食べるといような商売に驚きました。そういう、何というんですかね、可能性は絶対あると思うんです。どこに可能性を見つけ出すのかだと思います。

さらには、昨日もありました、草刈りという作業から農業は逃げ出せません。それから、地域の、何ていうか、元気だとか、景観だとかのためにも、草刈りはもう絶対の必要な労力です。こら辺りのところをどううまく機械化をしたり、高齢になって足腰が弱くなって、のり面で立っておられないというのはもう当然のことですんで、そういうところをどう御支援していくのかということも大事なことだろうと思っています。

地域の皆さんと行政が総力を挙げて、そういう農業、それから集落を守るために、地域振興協議会を15年前に設立しました。当時はまだまだうちの集落にそんなもんは要らんというお声もたくさん私も聞きましたけども、あれから15年たって、地域の課題を地域だけで解決できない集落も出てきています。そういうところを、先ほど申しましたように、少し広い地域挙げて、一緒になってその地域の未来を考える。そして、どんな方策があるのかを、私ども行政も一生懸命その中に入りますので、一緒になって地域の未来を考えて方策を探し出す、これに尽きるんじゃないかと考えています。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） おっしゃるとおり、そういうところがこれから必要になってくるんじゃないかと思うんですが、特に、すぐしていかなければいけない問題と、それから、これからどう考えていくかという、いろんな、テンポもあろうかと思いますが、高齢化がどんどん進む中で、担い手が少ない、そして離農する方も多くなる。そして、なかなかそれにも伴って、子供さんが農業をしたがらないし、農業収入だけでは経営が成り立たないので歯がゆく思っているような農業者が多々あるわけでございます。農業を少しでも維持していくためにどのようなやり方があるのかっていうのは、各個人個人の農業者の考え方もあろうかと思うんですけども、この辺については何かスパイス的なものがあるでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。いろいろな段階があると思いますけど、中山間、特に山間部の課題について申し上げます。お米をただ、昨日出た農協での、系統出荷と呼びますよね、農協を通して販売する系統出荷には、やはり限界があると思います。そういう中で、例えば南さいはくは源流米というブランド名を使いながら、ふるさと納税として原資を確保するということや、それから、ウドであったりエゴマであったり、そういうものを南さいはくブランドで売っていかうということで、一般社団法人を立ち上げ、経営を強化していくという方法を取っておられます。その主体となるのはきっとふるさと納税であったり、地域内でつくったものを付加価値をつけて都市部に売り出そうということだろうと思ってます。これも一人の、個人の力だとか、そういうことでは実現できない問題だろうと思っています。

賀野地区であっても縁側市の話は昨日もしましたし、先ほども出しました。あの中で、これまで売り物にも考えていなかったものが飛ぶように売れる。それから、柿、梨の1級品というものは、これは系統出荷で取り扱ってもらえますけれども、2級品、3級品、特に、3級品という名前があるのかどうか分かりませんが、2級品以下だなというものは捨てておられると思いま

す。市場には出さない。それは自分のプライドであったり、富有の柿ブランドであったり、富有の梨ブランドに傷がつく、会見の梨ブランドに傷がつくということで出しておられないと思いますけれども、これがやはり市場の中では、ぜひ求めたいという声もたくさんあると思っています。こういう今まで全く、捨てていたものや見向きもしなかったものに価値が出てると思いますし、近年は、昨日も話しましたが、シャインマスカット等が飛ぶように売られています。まだまだ磨けば光る方策がありますし、個人だけではできないところに行政とも御支援しながら、その地域で総力挙げるところに行政も一緒になって、フルーツロード構想であったり、今までお金が地域で回らなかった、そういうものをうまく回らせる、お客さんを連れてくる、そういうような施策を打っていき、地域の皆さんとともに地域の活力をつくっていくということが大事なのではないかと。そういう場所であれば、若者もよそからでも来る。そういう人間をつかまえない限りは、どんどん老いていきますんで、次の世代を育てるということも同時に併せて取り組んでまいりたい、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。例えば米の問題にしますと、奥地のほうの米はおいしい、寒暖差が激しいので、収量は少ないかもしれないけれども高いという値段で、1俵当たり1万円で、30キロで売買されてるところもあります。これは隣町であったり、奥地のほうではそういうところがある。ところが、現在、先ほど町長のほうでは源流米ということで、そういう付加価値をするという、こういう格好での手法というのは大いに必要だと思うんですが、要は、問題はそれを皆さんが認識いただいて、その気になっていただくための仕掛けが私は必要じゃないかなと思うんですね。例えば今、草刈りが、特にのりは大変ということであれば、一つの代替案ではありませんけれども、例えばヤギを放牧して、それで、急な斜面はヤギで食べていただくような発想をすることも試験的にやってみたらどうですか。逆に、その乳を販売するとか、あるいは太らせたときに肉を出すというような、何かその循環的なことも、あるいは奥地ではそんなことも一つの手だてとして、これは一つの案ですけれども、こんなことも多分考えてはおられるんじゃないかと思うんですけれども、そういういろんな案の中で、地域の方がその気になってやろう、要は一番は地域を守るというのは、自分たちが生きるか死ぬかのためにどうするかということだと思えます。そのために行政が一緒になって、じゃあ、こんな案もあって、やってもいいじゃないかっていうようなことをしていかなければいけないんじゃないかと思うんですが、その辺についてはいかがなんでしょう。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。ヤギも、そういうことを地域の中でやっていかれるということであれば、それもやはり面白いことだろうなと思いました。今、議員が言われたように、地域の課題を地域の皆さんが膝を交えて話し合うということが一番大事で、地域に対する誇りだとか愛着というものがそこにある限りは大丈夫だと思います。問題は、自分の個の中だけで、自分の家の、また家の自分の財産で、下を向いて、跡取りもおらんしなっていくことの固まりの集落であると、これは困るわけです。地域の中で、皆さんが前を向いてやっていくためには、まず地域の中で話し合っていく、そういう集落であり続けるために人・農地プランというのはきっとあると思っています。そういう話合いには積極的に出ますし、私もぜひ、コロナが明ければ集落を回って、お一つお一つのその集落には課題があると思います。そして、振興協議会とタッグを組んで一緒にやっていける問題もあれば、神社のお祭りのことであったり、こういうことはその集落の中で大事にしてられた伝統文化ですので、これは少し広い範囲ではできないかもしれません。いろいろな課題をお聞きしながら、どこが行政としてお支えできるのか。そして、ここの部分はもう少し広い範囲で一緒に解決していったらいいじゃないかだとか、アドバイス等も含め、そして、地域の皆さんと何を困っておられるのかをじっくり話し合っ、案外話し合うことによって、これならやれるかもしれないという勇気が湧いてくると思うんです。地域に対する誇りと愛着さえある限りは、私は必ず道は開けると考えていますので、ぜひそういう取組を通じて、振興協議会と行政が一緒になった取組をさらに進めていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。先ほども地域の方のお話をしながら進めていくってということで、これが一番基本だと私は思っておりますが、その中で、年々人口が、数字の中でございますけれども、減っていく状況の中で、集落維持ができなくなってくる集落が今後出てくるんじゃないかということがあります。この辺のところは、ある程度もう早急に手だてをしていくような格好があらうかと思っております。その辺の様子はある程度つかんでおられますでしょうか。あるいは、そういう集落はまだ当分先だから、どこまでが集落の維持ができない集落なのかという、そういう規定的なものもあるかと思っておりますけれども、一個でもできるよっていうところがあれば、なかなかそこまで対応できないというところもあらうかと思っておりますけど、その辺のところを何かつかんでおられるような状況があれば教えていただきたいんです。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。山間の集落の中での今後の集落維持というところでございますが、実は令和3年度、鳥取県の山間集落実態調査というのがやられました。

これは平成2年から大体5年ごとにやっておるんですけども、今回、県内では16市町村、113集落がその調査に御協力して、2,379世帯で5,951人の方々の回答を得られました。鳥取市が22集落調査協力する中で、南部町も13集落という、かなりの集落数で今回の調査に協力しているものでございます。この中で、先ほど議員おっしゃられました、いろいろとこの山間集落の中で、どういった今後の生活をというような問いもございまして、まず、これからも住み続けていきたいですかという問いについては、86%の方々が今後もここで暮らしていきたいという回答を得ているところでございます。

そんな中で、こういった人口減少が進む中で、集落を超えた取組と地域の課題というところの取りまとめがございまして、集落を超えた取組についてっていうところで一番回答が多かったのが、協議会や区長会等を設置して活動していますというものでございまして、集落を超えた取組は必要なのかという問いが2番目に多かった中で22%を占めているというものでございまして、集落を超えた取組については、協議会を設置して既に活動しているという回答や、取組は必要という回答が多い一方で、やはり山間集落の場合は集落間の距離があることや、人口減少、高齢化を理由に、なかなか実現は困難じゃないかという回答をいただいている集落もございました。

もう1点、地域の課題についてですけども、高齢化対策が最も多くて、そのほか後継者不足、少子化、鳥獣被害対策を上げる回答が多かったと。それに伴いまして、集落の維持や耕作放棄地の増加、移動手段的確保を危惧するというような回答がございまして、県のほうのこういった回答を得ながら、県の対策と、それから町のほうでどういったケアができていくのかというところを、細かい意見をいただきながら、また支援のほうにつなげていきたいという考えを今持っているところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございます。私はやっぱり、何というんですかね、山間地を、これは守るためには、どうしてもそれが荒廃すればするほど下流域の河川とか集落とか、そういうときに防災的なものが失われてしまうんじゃないか。だから、山間地をきちっとしていかないと水の保水力という問題ができにくい。そのためにはやっぱり山間地をきちっとして、整備することによって、水、豪雨災害とか、そういうときでも保水をしながら維持管理していかなければいけないんじゃないかと思うんですが、そういうことも必要になってくるためにも、ぜひ山間地を守っていかなくちゃいけないと思うんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今言われます農地を防災という観点から考えて、今、

流域治水という概念で、例えば町内であれば、奥部の山間集落の農地に水をため、一気に水が流れ出すことを防ぐことによって里部の暮らしを守る、こういう概念だろうと思ってます。既に日南町等も取り組んでおられますし、今年は鳥取市で試験的に行われるという具合にも聞いておりますので、そういう概念を持ちながら、農地の保全と、さらには防災というものを流域治水という考え方で、これから考えていく過程にあるなという具合に考えております。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございます。流域治水につきましては、ぜひ今後ともそういう方向で、地域の皆さん方にも理解していかないと、行政だけでそれを言ってもなかなか協力は得られませんので、ぜひ取り組むような方向に進んでいただきたいと思います。

それと、これは特に町内で働いてる若い方で、実際に家族で同居しておられる方が多いとは思いますが、要は、事業所に勤めておっても、なかなか農繁期でも仕事が休まれない、あるいは仕事の都合上ってというのがあって、農業にふだんから携わってもらえないというようなところがあるかと思います。これは事業所の理解も必要なんですけれども、何かこれ、町独自の施策というような格好で、そういう農業従事者の方には事業所にお願いしながら、休んで、農業従事者の休暇制度みたいな、そういうような格好での取組ができないものかと思うんですが、この辺はどうなんでしょうか。実質的にはやってるところもあるかと思いますけど。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。昔は農繁休業みたいなことがあったことを今思い出しましたが、副業という概念でこれからは社会の中では認めていく風潮があるという具合に私も認識してるところでございます。いわゆる農業を家の不動産管理だと思えるのか、これを一つの産業だと思って、もうかる農業を考えていくのか。または、自分のところの農業は人に任せてでも、その方には面積を増やしてもらって、さらにその人は所得を上げ、自分は少しお手伝いをする、多面的機能ですよね。お手伝いをしながら草刈りの協力をする。いろいろなことをしながら、地域の中でやれる範囲の人たちが、やれる人たちがやりながら、そしてサポートをする人を育てていく、そういうことを地域の中でまず話し合う。中にいなければ外からでも引っ張ってくる。そういうようなことを続けていかなければいけないだろうと思っています。

今言われました、企業に農繁休業をとという話はなかなか言いにくいもんでして、例えば副業であったり、そういうことを認めるような仕掛け、それから、かく言う行政であっても、地域の農業の支え手になるような、そういう仕組みに対して副業を許可するだとか、そういう時代に来てるなということは認識しています。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 私は町独自の農業従事者の、これは副業というよりは兼業なのかどうか知りませんが、兼業の休暇制度みたいな格好のものが、町独自でも事業所に向かって、そういうことで、ぜひ農業に携わっていただきたいというようなこと、そして、休暇が取れるような仕組み、そして、農業をもっと身近なものにしていくためにも、こういうものが必要じゃないかと思しますので、なかなかそういうこと、分かったことだわいということもあるかもしれませんが、ぜひそういうようなことが、実際に年齢が多く、何十年も勤めておられる方は休まれるかもしれないけど、若い人はなかなか休みにくいというようなこともあるのかもしれませんが、今、社会の風潮でそういうような格好になりつつあるわけでございますので、ぜひ取り組んでいただけたらというように思っているところでございます。これは私のほうのお願いというような格好になろうかと思いますが。

それと同時に、先ほども言いましたように、里地、里山というような格好の地域でございますので、今後の農業というものもさることながら、奥地を維持するために、どうしても守っていかなくちゃいけないという。ただ、悲観的な発想ばかりすると農業をしても面白くもないし、それから楽しくもありません。ですから、先ほどもありましたように、付加価値が取れるような格好で維持管理ができるような取組ってというのが今後課題になってくるとするのは皆さん御承知だとは思っているところですが、その辺のところ、先ほど先進事例で、南さいはくでもそういう法人化をしながら源流米というような捉え方があるわけでございますけれども、地域には頑張っやろうというような方が何人かはおられると思いますので、そういう方を各集落のいろんな格好の方から支援をしていくような取組ってというのは今後もっと必要になってくると思うんですが、その辺について、再度御説明いただけたらと思うんですが。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。里部でしっかり稼ぐ農業をやられる企業的な経営も大事ですけども、今おっしゃられたような山間部での農業っていうのは、どうしても家の問題、さらには個人の問題に陥りやすいと思っています。農業を守るためには、やはりそこには最終的にはみんなで力を合わせて地域を守るんだという考え方っていうのは大事だろうと思っています。社会でのみんなの財産なんだという概念というものをもし持っていただければ、私はそこは一つの活路になるんじゃないかなと思っています。ですから、下を向いて、自分の農地ばかりこうやって見てあくせくやるのではなくて、隣近所の皆さんと声を掛け合っ一緒に草刈りをするこのほうが楽ですよ。一人で延々とこれから5月の連休に草刈りしてるのは、非常にもうつらい

と。そういう複数で何とかやっていくような、そういう仕掛けというものを皆さんと話し合っていくことがまず一つ大事だろうと思っております。そういうための中山間であったり、多面機能であろうとも思っていますし、さらにはみんなで収穫の喜びを得たり、それから、みんなで有利な販売をしていこうやという声にもつながっていこうと思います。そういうところの少し目先を変えるだとか、話し合うことで考えを変える、そういうところに私ども、振興協議会や集落の皆さんと一緒にあってアイデア出しをしていって、地域の皆さんが元気に農地を守り、そして集落を守っていく、そういう地域をつくり上げていきたいなと思っています。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ぜひ元気の出る農業で、中山間のほうを取り組めるような方向にしていきたいと思います。

国の動向ですけれども、山間、僻地の農地が今後維持できなければ、何か国のほうとしては林地、林ですね、そういう林地化を検討しているような格好で、試験的に今年度からやろうじゃないかという話があるようですが、これについて、昔、転作をするときに田んぼに木を植えてもいいですよという、それがカウントしますよというような話があったけえ、ああ、昔と何か返ってきたのかななんて思ったりはするんですが、それはイノシシとか等の鳥獣被害を防止するためにも、そういうものを植えていって里地のほうに入らんようにしたらいいじゃないかっていうような話もあるようでございますが、この辺についてはいかがなものでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今、10年または15年程度で成木になるような木を抽出して、その木を使ったCO₂の排出抑制であったり、またはその木を使った産業振興であったりということを農水省、林野庁とともに研究してるということは聞いておりますし、実際にもやってるところがあると。ここの議場の中でもたしかお話ししたと思いますけれども、スーパーウッドでしたかね、早く成長する木を使って生産性を上げて、自分の一つの人生の中で3回、4回ぐらいの収穫量を上げるような木も可能なんだというような話を聞きました。構造改善した道路であれば、そこまで車が行って、伐採した木を車に積んで、さっと出せることを考えれば、大きな山の中に林道を造るより効率的だというような概念だろうと思っています。この考え方が南部町の中の農業にどのぐらい可能性があるのかどうか分かりませんが、農業委員会等でもそういう考え方でぜひやってみようという声もお聞きしていますので、その辺の進捗をまた見守りたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。地域で、特に奥部にしても、あるいは里部にしてもそうですけど、農業を産業としながら生活をしてる皆さん、これは果樹とかそれもあるんですけども、要は自分の住んでる町に、誇りを持って、そして、ああ、住んでよかったなというのが一番だと思います。そのためには今の自分の生き方、そういうものがやっぱり一番必要になってくるためにも、最後には自分はそこで亡くなるかもしれませんが、亡くなくても、あるいはちり、ほこりになっても、その自分が住んでるところで終末を迎えるというような格好が私は一番、そして、そこで住んでよかったなと誇りが持てる町にするべきだと思いますし、しなければいけないと思うところでございますので、ぜひその辺につきましては、一緒になって、山間僻地もさることながら、農業について取り組んでいただきますことをお願いしたいと思います。

それから、今度は地域振興協議会についての再質問でございます。先ほどお話をいただきました中で、各振興協議会が独自にいろんな活動をしなからしておられるわけですが、そこで課題になってくるのは、役員の成り手がない、その中には定年延長というような問題で、なかなか役員の成り手がないという話も聞きました。これを今後どういう格好にされるのかということもあろうかと思いますが、当初は会長、副会長、事務員、あるいは途中から防災コーディネーターというような格好で4名体制であったところですが、それからいろんな指定管理を受けられて、振興協議会独自に事務員を採用されたりしておられるような格好になってるわけですが、私は特に、今のいろんな展開をする中で、振興協議会の職員さんの事務量が增大になってきてるんじゃないかなというような気がしますが、この辺の増員計画というか、これは振興協議会独自のいろんな取組の中での問題だろうと思うんですけども、増員予定ってというようなことは考えてはおられないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。地域振興協議会の増員予定ということでございますけども、丸2年に及ぶこのコロナ禍の中で、いろいろと事務局、それから各協議会で苦慮しながら事業を実施しているという状況でございます。人員のところについては、地域振興協議会の連絡会であったり、会長・副会長会の中で、主立ったところでのそういった意見は現在出てきてはおりませんので、事務局で把握してる中で人員を増員するというようなところは、現在予定はしていないところです。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） よく維持管理の問題について、体育施設なんかの指定管理を受け

てる協議会の中で、特に利用団体のほうからクレームがあることがございます。それは限られた職員で管理しているために、館内がなかなか清掃がきちっとされてないというようなことがあります。これは当初に比べて事務量が増えてきて、なかなか難しいのかなというような感じで思ったものですから、そういう状況を受けたところでございますが、実際に振興協議会の事務員さんなりにしても、どうしてもなかなか手が、また、館内全体に網羅できない。確かにいろんなふだんの館内管理ということになると、そこで時間的なものが取られてしまって、今度は事務作業がおろそかになりやすいというような問題が出てくるので、私はそういう話をさせていただいたところでございますが、その辺についてはいかがなものでしょうか。十分やれるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。指定管理に伴う館内の管理というところでございますが、直接私が聞いたという事案は今のところはございません。ただ、そういったお話が議員のところまで届いているようであれば、体育施設を管理しているような団体に聞き取りはしていきたいなという具合に思っています。また、利用規定であったりですか、それからそういった中で、前に使われた方々のそういった最後の始末だとか、そこら辺のところの確認をしながら、ちょっと対応をしていきたいという具合に考えています。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） いろいろと課題もあろうかと思えますけれども、ぜひ問題解決に向けての取組をお願いしたいと思います。

それから、法人化について、先ほども町長のほうからも話がございました。法人化されたメリットは、先ほど南さいはくのほうでお話をいただいたところでございますけれども、当初から法人化をしようということで振興協議会の話があったと思うんですけれども、今後も7つの振興協議会で、あと残りのところも法人化を早急にされるのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。今後の協議会に絡む法人化というところでございますけれども、町長答弁にもありましたとおり、南さいはくにつきましては、一般社団法人南さいはくとして令和3年度から活動が始まっているところです。これは特産品部門が非常に好調だということで切り離して法人化されたところでございます。今現在、コロナ禍であっても、コロナが若干落ち着いたときのイベントなどには出店されながら、販売で収益を上げておられるという状況を把握しています。そのほかでございますけれども、そのほかにもいろいろ物販で収益を

上げておられるようなところありますけども、たちまちちょっと法人化を考えているよというところは、現在のところは把握しておりません。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。当初は何かすぐにでも法人化をしたいという話がありました。その問題点となっているのは税金の問題だという話を伺いました。そうしないと税金が多くかかってくるからという話があったと思うんですが、それについてはいかがなものでしょう。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。今は任意の団体でやっております、税務申告の関係で、法人化したほうが税のところで対応ができるというようなところだったんですけども、今の地域振興協議会自体の法人をするに当たっての支援団体等の国のルールを法人をするところが、なかなかうちの把握もきちんとできていないところはあるんですけども、少しすぐ法人にしにくいというところで、現在かなりの年数がたっておるんですけども、現状としては国の地縁団体に絡む法律のところで大きな変更がないために、現在もまだ進展していないという具合に把握してるところです。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。すぐにでも法人化になるのかなという感じがあったんですけども、先ほどもありましたように、法人化されても逆にはメリッ的なものがないような状態で、収益活動をどんどんやるんだったら法人化したほうがいいというところはあるかもしれませんが、その辺の行政庁のいろんな法律の問題関係もありますので、その辺は慎重に今後検討していただきたいというように思うところでございます。

時間も大変経過しますので、最後でございますが、私は特に振興協議会が今後しなければいけない問題っていうのは、町長のほうからでも、以前から話がありました公共交通の中で、ドア・ツー・ドアっていうのが今後課題になってくるってありました。私は町、一本ではなくて、何か振興協議会って、小さい、小回りが利くような格好だったら、ある程度振興協議会を拠点にしたそういうような捉え方がいいのかなと思ったりはするんですが、これは地域が分かりますし、地域の誰々さんっていうやあ、そこの集落での取組っていうのはできるんじゃないかと思うんですが、ワゴン車云々っていう話で、県内でも何件かやっておられるところもあるわけでございますけれども、何か、私は議員になってからもドア・ツー・ドアを最終的にはするべきだという論を持ってるところでございますけれども、そういう方向がやっぱり一つの、町一本ではなくて、振興協

議会の中でそういう枝葉ができるような格好のほうがより幅広く対応できるじゃないかなと思うんですが、その辺はいかかかなと。ただ、運転手さんとかそういう問題は、やっぱり地域に慣れた人が一番地域実情を分かっておられる、特に山間地であれば、雪があったときの雪道での往来とか、そういうところも一番そういうもんが必要じゃないかなと思うんですが、その辺のことは今後の課題だと思うんですが、私みたいな提案ではいけないもんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議員のおっしゃる手法も一つの方法であり、そういうことを模索されている振興協議会もあるという具合に聞いております。皆さんも御存じのとおり、令和3年から7年までの地域福祉推進計画というものを、社会福祉協議会や振興協議会、そして行政とが一緒になって進めていこうという、これが今年、令和4年、2年目になります。福祉は、簡単に言えば、私は幸せだと思っています。地域の幸せを推進する計画をどう取っていくのかということだと思います。その中で、公共交通の問題は重要な問題で、買物に行く、医療に行く、病院に行く、そういうところに自分の移動手段がない皆さんが存在しないように、多様な手法を取っていきたいと思っています。施政方針の中ではM a a Sという聞き慣れないような言葉も出しましたけれども、多様な交通手段を将来は一本の線で結びながら、使い便利のよい仕掛けに上げていかなければならないというのも行政の大事な目標だろうと思っています。地域の幸せの推進のために、いろいろな手法を考えながら、安心して暮らし続けるまちづくりに頑張っていきたいと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございます。いろいろ問題を抱えながら、100%のものございません。これは何でもそうですが、地域振興協議会でもしかり、その中で、役員さんがいろいろと暗中模索しながら取り組んでおられるというのが今の振興協議会ではないかと思っています。やっぱり正解っていうのはないかもしれません。それは、正解っていうのは、皆さんがやってよかったな、そして、ありがとうっていうのが正解だと思います。ですから、ぜひ、いろんな方々の御意見があろうかと思えますけれども、要は地域に15年もたてば、地域の中でそういう団体がもう根づいておるわけですから、そのためにも、先ほどもありましたように、役員の成り手がないということは、逆にはなかなか重労働であるからこそ役員に成り手がない可能性もあるかと思いますが、募集してもなかなかすぐには手を挙げていただかないので、役員さんも困った困ったっていうような状況が今出てきている状況ではございますが、問題、課題解決に向けて、町も一丸となって、この振興協議会が活動できるような取組にぜひお願いをし、

私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（景山 浩君） 以上で、9番、仲田司朗君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩をいたします。再開は10時30分とします。

午前10時12分休憩

午前10時30分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。議長から質問の許可を得ましたので、これより3つの事項について質問いたします。

1つは、新型コロナウイルス利用者の負担軽減を求めます。新型コロナウイルス感染者の数は依然として減らず、地域ごとで増減を繰り返しているのが現状ではないでしょうか。このため、本町で暮らす多くの家庭の収入は減額し、日々の生活に苦心をされておられますのが実情です。町の施設運営の利用料負担の軽減を図ることをすべきだと申し上げるものであります。伯耆町では、新型コロナウイルス感染の経済対策実施として、上下水道料金、今年の1月から2月を減免、そのことの実施によって町民から大変歓迎されていると聞きます。顧みますと、本町では、昨年4か月の水道使用料金の減免を実施し、大変に町民の人から喜ばれたことを聞きますし、私自身もそういうことを思いました。新型コロナウイルスの影響は、ほかの町と同様だと思います。上下水道料金の減免を求めます。1つ、南部町でも再度の上水道料金と併せて、昨年は無かったんですけども、下水道料金の使用料減免の実施を求めます。2つ、上下水道料金の減免を実施し、それぞれの会計の歳入不足は当然起こると思います。そのことについては一般会計から補填すべきと思うのですが、どうでしょうか。

項目の2つ目は、PCR検査実施についてお聞きします。新型コロナウイルス感染拡大防止には、誰でも必要なときに自己負担なく検査が受けられる町の姿勢が重要なことと考えます。県外はもちろん、県内でも感染になる可能性はあります。自覚がなくても感染していたら、家庭内感染の可能性が高いと専門家の意見が述べられております。一日でも早く新型コロナウイルスの終息を図ることから、PCR検査の実施が気軽に受けられるよう、方針を求めます。1つ、これまで西伯病院でのPCR検査を受けた人数、負担があった人、なかった人は幾らだったのでしょうか。あわせ

て、町が検査に補助した金額は幾らだったでしょうか。2、3年度補正予算書では3月31日までの無料で検査の可能が示されておりますが、4月1日からの新年度からコロナウイルス感染拡大が終わるとは到底思えません。引き続き無料で検査を受けることをすべきと考えますが、どうでしょうか。

3つ目の項目は、補聴器の購入補助制度を求めるものであります。補聴器購入の補助制度を持つ自治体は全国に増えております。聴力の衰えは最も一般的な身体能力の低下の一つであり、国立長寿医療センターの調査で、65歳以上で155万人の45%を占めて、日常生活の何らかの影響程度は70歳男性で五、六人に1人、女性10人に1人、このような実態が起こって、社会活動のコミュニケーションに困難をし、鬱病や認知症の危険因子にもなると指摘されております。専門機関が言われるように、日常生活に不便をされている方への補聴器を必要と考え、お聞きします。1つ、南部町で補聴器の必要な方の把握はされているでしょうか。2つ、補聴器を必要とされる方の相談などをどのように対応されているのかお聞きします。3、高齢化が進む町の現状を考え、補聴器の制度創設を求めるものですが、いかがでしょうか。

以上、ここからの質問を終わり、答弁を得た後で再質問で深めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、亀尾議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、1点目の新型コロナウイルス利用者負担軽減として、南部町でも再度の上下水道料金減免の実施を求めるとの御質問にお答えいたします。南部町で行った令和2年4月から4か月間の水道料金減免の背景をまず申し上げます。思い起こしますと、令和2年3月末には新型コロナの感染拡大から世界各国の主要都市でロックダウンが行われ、我が国では2020東京オリンピックの延期が決定された時期でございました。そして、4月に入ると、日本政府は感染拡大を止めるために、人との接触を極力7割、できれば8割削減するよう求めたところは記憶にもまだ生々しいところではないかと思ひます。そして、4月16日、緊急事態宣言が発出され、国民全員に10万円の給付が決定されたところです。2月28日には、全国の小・中学校の休校要請も行われました。このような社会背景の中で、南部町ではコロナ禍によって町民全体が自粛を求められ、子供から高齢者までもが自宅で過ごす時間が多くなり、水道使用料もおのずと増加することが予測されることから、自粛生活における暮らし支援として、水道料金の4か月間減免を行ったところでございます。現時点で南部町では令和2年4月前後の状況にはありませんので、上下水道の減免、一般会計から水道会計への補填は、現時点では考えておりません。

次に、PCRについての御質問でございます。西伯病院におけるPCRの検査実績についてお答えをしております。西伯病院では、令和2年12月からPCR検査を実施し、令和4年2月24日現在までで1,954件の検査を実施しています。このうち1,075件を外部発注といたしました。検査に係る費用のあるなしについてですが、1,954件のうち保険診療としたものは1,765件、自費診療であったものが189件となっております。なお、今年1月31日からは無料検査を実施しており、2月24日現在までの実施件数は192件でございます。

次に、昨年7月に町のほうで創設したPCR検査の助成制度の活用状況はどのようなかという御質問ですが、2月24日時点で27名分、補助金額で15万3,000円となっております。最終申請は1月で、県が無料検査所を設置する以前の検査分をまとめたものでございます。

次に、町民の誰でも希望すれば負担なく検査を受けることを求めるとの御質問ですが、現在県のほうで県内65か所、西部圏域でも20か所の無料PCR検査所を設置しています。そのうち南部町内でも2か所、これは西伯病院と法勝寺内科クリニックが検査所として指定されています。この無料検査が受けられる対象は、感染拡大地域に行かれた方、感染拡大地域の方と過ごされた方、受験で県外に行かれた学生や御家族の方などが、無症状であって不安を感じる方が幅広く検査を受けていただくことができることとなっております。県で無料検査所を設置し増設されてから、町のほうに町民の方からPCR検査に対する相談もない状況となってきており、これらを総合的に勘案して、町独自で今後無料検査の制度を創設する必要は現時点ではないと考えていますので、御理解いただきたいと思います。

次に、補聴器の購入補助制度を求めるとの御質問にお答えします。南部町で補聴器の必要な方を把握してるのかという御質問ですが、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象者は、両耳の聴力レベルが70デシベル以上または一方の耳の聴力レベルが90デシベル以上かつ他方の耳の聴力レベルが50デシベル以上とされており、南部町では令和3年12月末現在36名おられ、そのうち65歳以上は24名おられます。一方、両耳の聴力レベルが40デシベルから70デシベル未満の場合などの中程度の難聴者は、身体障害者手帳の交付対象とされていないため、数は把握できておりません。

次に、補聴器を必要とされる方の相談などはどのように対応してるのかについてお答えをいたします。福祉事務所に来所される方は、補聴器店や保健師からの紹介が多いように聞いております。来所された方には、補装具について購入や修理などの説明を行い、また、障がい福祉サービスを利用されるためには町への申請が必要ですので、障害者手帳の御案内も行っております。難聴の自覚をお持ちの方は、できるだけ早期に専門の医療機関へ御相談いただくことが望ましいと

考えますので、難聴が要因となり日常生活において困っておられることはないか、健康診断、家庭訪問、まちの保健室、百歳体操の集いの場など、町が行う様々な機会を活用し、保健師や包括支援センターの職員が中心となって、専門医療機関への受診勧奨に努めています。

次に、高齢化が進む町の状況を考え、補助制度創設を求めるについてお答えいたします。高齢化に伴う身体機能低下に対応した社会生活上の支援を行うことについては、多様なケースを見極めながら検討する必要があると考えております。現在、難聴を含む聴覚障がい者には、障害者手帳が交付されている方で、必要と認められる方を対象として日常生活の能率の向上を図ることなどを目的に補聴器の支給を行っておりますので、この現状で御理解をいただきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君の再質問を許します。

亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 再質問いたします。先ほど町長から、令和2年度のときに、いわゆる水道料金を引き下げたこと、その背景を述べられました。確かに、日本はもちろんですけど、世界的にかなり大変な状況だったということがいま見えます。本町でも昨年度の4か月間、水道料金の基本料金を負担をかけないということでやられたようでございます。私は実は、このことに入ったときにうっかりしておりまして、伯耆町がやってるんで、いいことなんだからやるべきだということを申し上げたんですけども、いや、2年度、前年度に南部町はやってた、そうだったと、うっかりしておったということですね。それで、実は、総務課長から出された議会の資料によりまして、いわゆる国から交付金、これを、コロナに関する、そのための充たったということの資料を見ました。それ見ますと、昨年状況をこれ見たんですけども、減少額、いわゆるそれによって水道会計のほうへどれだけのあれがあったのか、減少があった、1,583万2,000円とありますが、この金額で間違いないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。令和2年度の決算報告書で御説明をしておりますけども、コロナウイルスに係る減収に関する補助金の実績額としましては1,566万8,950円でございます。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 課長、ありがとうございます。それで、もし今年度、また同じような減免をやられたら、4か月ですか、やられたら、金額はどうでしょう、変わるでしょうか。目算されて、同じ手法でやられたら、どうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。減免を行うのは基本料金ですので、給水を行っている世帯数の差がなければ同額になると思います。変わっても、ほぼほぼその世帯の差だけになると思います。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 今、課長から、前年度、いわゆる令和2年度と、今度4年度にやってもそんなに変わらないではないかと。失礼しました。令和3年度に実施したときと変わらないではなかろうかという答弁をいただいたんです。私は、前年度やられたことで、それでかなり大変な状況の、一般会計というか、町全体の会計が大変になったということは当然考えられておりませんので、本年度も引き続いて実施することを重ねて求めるものです。

そこで、最初に申し上げましたが、今回は新たに下水道のほうの料金も、いわゆる基本を減免して実施されたらどうかということを要求するものであります。それで、私、今年度の使用料の各農集、浄化槽、公共の使用料の金額を見たんですけども、そうしますと、農集が7,182万8,000円、それから浄化槽が1,958万1,000円、それと公共が6,685万4,000円となっており、トータルでいいますと1億5,886万3,000円ですか、になってるんですけども、もしこの下水、3本ありますが、それをそういう具合にやったら、一体、基本料金だけを減免したら、どれぐらいになるか、もし試算をされておられたらお聞きするんですが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。下水道料金につきましては、基本料金ではなく世帯人数に対して掛けておりますので、比べるというか、その水量は取れませんので、試算もしておりません。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 大変失礼しました。私がお聞きしたのは世帯数だったと思います。金額が、上水道のことから比べると、私はそう大きな状況ではなかろうかと予測するわけなんです。もし違っとったら、これは大変失礼な言い方だと思うんですけども、もしそう大きな差がないようでしたら、そんなに大きくならんようでしたら、ぜひやっていただきたいと思います。ただ、上水道の場合は、大木屋地域は水道がまだ完全に施設はなっておりませんが、しかし、下水道の場合は、まだ利用されてない世帯もございますので、公平面からいうと、一般財源をもし補填するということになれば、いささか問題を起こしたかもしれませんが、しかし、今、やっぱり自然の環境を守る立場からいったら、このようなことをぜひやってほしいと思うんですけども、町長、その考えはどうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。コロナの影響というのは、これだけ長引いていますので、大変厳しい環境にあることは私も認識しています。昨日も農業問題についての対応を、支給すべきだという御意見もいただいているところです。これからのコロナの状況の中で、町民の皆さんが生活に困窮し、そして、これは水道や下水道を減免することがその解決の糸口になるということであれば私も考えますが、現時点でそういう状況にはないと思っています。どちらかといえば、非常にウクライナ、ロシアとの戦争が経済に大きな影響を与えて、ポストコロナ、コロナからの経済の脱却に大きな足かせになった上で、インフレだけが進行していく、それが国民やひいては南部町民の暮らしにどんな影響があるのかが当面の私の心配をしているところです。そういうこともありますので、今現在、水道料金、下水道料金を減免することで町民の暮らしを支えるんだという時点では今はないと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長がおっしゃるには、今の水道、上下水道ですね、その減免のことで、その考えはないというようにおっしゃいました。日常、自分の家庭から離れる方、例えて言うと、学童とか、あるいは自分の家庭から出て勤務される方、この人は24時間利用するというわけではないわけですが、しかし、大方、ほとんどの方の率からいいますと、やはり上下水道の利用というのは使われる頻度が非常に大きいと思います。そういうことからいいますと、私はぜひこれを進めてほしいと思います。というのは、ほかのことなら我慢ができるんですけども、水分を補給すること、そして、体内の水分とかいうものを出すということになると、これはやっぱり我慢ができないことであり、ぜひ健康を維持するためにも積極的にやっぱりしていただきたい、このことを申し上げます。それが私の思いであり、それが町民にとっては大きなプラスに支援することであるという具合に思っているところでもありますので、再度考えていただくことを申し述べて、次の質問に移ります。

PCR検査、これは3月末までは、今年度、無料なんですね。実は私は、昨年度の年末のほうにちょっと出かけたもんですので、帰ってきてから、別に症状はないんですけども、西伯病院でPCR検査を受けました。そのときは負担は当然したわけですが、今度、年が替わってから、今月までは無料なんですけども、しかし、予算書を見ますと、今度はそのようなことが上がっておりませんので、ただ、西伯病院と法勝寺クリニックさんは検査が可能なんですけども、それは当然やっぱり西部の中で限られたところで見ますと、無料で受けられるということだと思うんですけども、これ一応、いつまででしょうか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。現状の無料PCR検査に関しましては、今のところ3月31日までがその期限となっています。ただ、それ以降の延長に関しての部分についてはまだ決まっておきませんので、今後、まず、3月16日までに県のほうが、今、特措法で、24条の9項で、外出や、あるいはその予防に関する要請、徹底をしております。そういった時期での感染状況、また、3月20日までまん延等防止重点措置が現在かかっておりますので、その3月20日の時点の感染状況によって、また県のほうも考えられるのではないかという、一つ、そういったポイントがあるのではないかと思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。先ほど私は答弁を聞きまして、ああ、西伯病院と法勝寺クリニックは、やっぱり国のほうか、そういうことは、町の新年度の予算には、私の町の新年度予算にはのってないんだけど、これはやっぱり国のほうか、そういうことでやるんだろうなと思って、無料で受けられるかなと思ったんですけども、一応、今月の終わりまでが無料で、それ以降は有料となるということなんですけども、負担金額はもし御存じでしょうか、4月以降。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。負担金額に関しましては、現状のR0での検査の負担金額、1回が1万8,000円前後だったかと思いますが、その金額が変わらず負担が必要ではないかと考えております。ただ、無料の延長に関しても、まだ県のほうも何も方針も決まっておきませんので、そういった形で、4月1日以降、切り替わる、今のところの現状かと思われまます。以上です。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 昨年度の末までは、町が全額じゃなくて、そのうちの幾らかを支援するという方を策を取られてやってこられたという具合に思って、私も西伯病院で受けるときに、もし体に変化がある、熱があるとか、せきがあるとか、体がだるいとか、そういう症状があったら、これは無料で検査を受けられるんだけど、何でもなかったら、何もないう、変化がなかったら負担をいただきますということで、私は何ともありませんということをして負担を負ったんですけども、そのときに、全額は幾らかは私もよく存じませんでしたけれども、個人、私が負担したのは1万五千九百何ぼだったね、1万6,000円弱の負担だったんですよ。もし、先ほど防災監が言われまして、町の方針だと思うんですけども、有料の部分があれば、今後十分検討していただいて、昨年度まで町が支援をしていた、そういうことを考えを起すべ

きだと思っんですけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。コロナは完全には終息しない、その中で特效薬であったり、治療薬が出ることによって、今後、保険適用であったり、重症化を免れ、そして回復に結びつけていく、いわゆるインフルエンザ並みの状況に持っていくというのが、専ら国の方向だろうと思っています。その流れの中で、国も面倒を見ない、しかし、町民を守らなくちゃいけないというような事態が起きましたら、それは速やかにこれまでやってきたような町民に対する補助制度ということを考えてまいります。しかし、そういう状態でない今の現状にあっては、この国が行う、そして県も強力に進めてますこの制度の中で進めることを御理解いただきたい、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 発生の率は減ると思います。ただ、自分は症状がないんだけど、この間出かけている場所で、感染してるんでないかという不安を持たれる方は変わらないと思います。恐らく、3度目のワクチンが今進んでおりますし、そうすれば感染率も当然減るんですけども、しかし、不安というものは、何か次々コロナの菌が変わって行って、それで感染率が上がるというようなこともやっておりますし、そういうことが考えると、やっぱり町長は、即答はなかったんですけども、ぜひ町民の健康を守る、そういう点からPCR検査を受ける点については、引き続いて支援をしていただくことを強く求めるものでありますので、ぜひ十分検討されて行っていただきたい、このことを重ねて申し上げます。

次、補聴器の購入の制度についてお聞きします。実は、先日ほかの方と出会ったんですけども、今年、湯梨浜町がこの制度をつくったと、進めるということを知りました。それで、それも、耳の聞こえにくかった、みんな、ああ、いいですよ、補助しますというんではなくて、一応やはり規則というんですか、制限をかけておられます。聞きますと、上限が3万円で、今年度の額を一応12人分を上げているということで、36万円とお聞きしました。それで、65歳以上の方で、男女を問わず、お医者さんが補聴器が必要だなという具合に認めた方はこれを受けるといようなことを決めておられるそうですが、社会福祉の事務所でこのようなことをもし調べておられるんでしたらお聞きするんですが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、渡邊悦朗君。

○福祉事務所長（渡邊 悦朗君） 福祉事務所長です。先ほど議員がおっしゃられました湯梨浜町の難聴者の方の補聴器の購入補助がありますけれども、補助率は2分の1、3万円が限度という

ことになっております。今現在、両耳で40デシベル以上から70デシベル以上の方が対象ということになっておりまして、これらの方は中等度の難聴の方というふうに大体規定をされています。南部町では、今現在、それを超えた障害者手帳6級の方が、先ほど町長の答弁にあった方たちの人数がおられるんですけども、その方々は障害者手帳を持っておられるということで、補装具の補助対象になっておられます。それ以外の方は若干今のところは補助の対象にはなっておりませんが、ここの辺りのところが補助をすべきかどうかというところが、認知症の絡みも今現在国のほうで話はされてるんですけども、なかなか結論が出ていないという状況にありますので、今のところ補助の対象にはまだちょっと早いではないかというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 今、所長から答弁いただきました。確かにそういう状況であって、手帳を持っておられる方はこれは除外するというのを、湯梨浜町のほうでもそういうことがされておられるそうです。先ほど所長が言われましたように、手帳を持っておられる方はやっぱり国のそういう制度で該当される、これは当然だと思います。私のほうでも、結局、仕事場の影響で耳が聞こえにくくなったという方もおられますし、それから、病気で耳が聞こえなくなったという方の話も聞きました。いずれどういう発症の機会であろうとも、やはり耳が聞こえないという方は大変に不自由されておられると思います。よく、昔言われたことあるんですけども、ある方がうちに来られて話されました。じいさんが耳が遠いんで、大きな声で話してるんで、近所では親子げんかが始まったんだないかと思われる方もあるようですという状況だったんです。やっぱり日常会話でも、非常に不自由をされることがあれば大変ですので、そういう状況の家庭は大変だと思います。

そこでお聞きするんですけども、施政方針演説で町長が言われた中で、ひきこもり状態の方が33人を今把握されてるということだったんですけども、先ほど申し上げましたけれども、鬱病だとかあるいは認知症の要因になるということが専門家から言われてるんですけども、認知症の方がもし把握がおられたら、大体予測ですよ、これは。もしつかんでおられたらお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、糸田由起君。

○健康福祉課長（糸田 由起君） 健康福祉課長です。ひきこもりの状態におられる方の中で、認知症の方というのは現在、健康福祉課のほうでは把握しておりません。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 分かりました。ひきこもりが即、認知症とはないということは私も十分知っております。ただ、ひきこもりの方をつかんでおられる、33名つかんでおられるんですから、認知症も町内で、もし、予測ですよ、これは。どれぐらいおられるのか、あるいは実際つかんでおられたら別ですけども、当然ですけども、予測でもあれば、どれぐらいでしょうかというところをお聞きしたいんですが、どうでしょう。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、糸田由起君。

○健康福祉課長（糸田 由起君） 健康福祉課長です。申し訳ございません。今、ちょっと資料を持ち合わせておりませんで、高齢化率が上がっておりますので、当然、認知症になっておられる方は徐々に増えているという状況ではございます。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町内でもおられるのが当然だと思います。しかし、耳が不自由だから必ず認知症になるということもありません。認知症になられる方、いろいろな要件でそういう状況になられたということが起こっていると、発症されているということがあると思います。

私も母親がもう晩年、亡くなるちょっと前だったんですけども、はっきりと認知症とは認定は難しいかもしれませんが、夜中に自分の部屋で戸をどンドンたたいたりなんかするんで、行ってみると、何か用事言ったら、いや、別にというような状況なんですね。大変、これはそういうことは、一人を寝させるのはいけんということで、私と妻と交代で一緒に母親の部屋で、夜ですね、付き添ったことがあります。非常に大変な状況ですので、認知症の方の実態というものもつかんでいただきたいということを、これ要望しておきます。

さて、耳の不自由な方の集まり、集落でも集まりするんですけども、やっぱりそういう聞きにくい方もおられます。その方について、どうかなという具合に不安を持ってらるわけなんです。何かこちらから見ると、恐らくみんなの話をきちんと聞いておられるんだろうなと思うんですけども、なかなか後で見ると、あれ、集落でこう決めたんだけどもなということもあります。どうも見ますと、やはり耳が不自由なために、そういう誤解をされたということが分かるわけです。特に今、刻々と町の制度というか、そういうことで、やり方も変わっていきます。そういう中で、文書で回ってきたらもちろんそうだと思うんですけども、そうじゃなくて、言葉だけで集落でやった場合、決め事した場合に、大変誤解を招くようなことになると思いますので、ぜひ、当然、こういうことを支援をするような制度をつくるということを前向きで検討していただきたいと思います。全国的には、やはりこの補聴器の補助というもの、支援ということが進んでおります。そういう流れでありますので、本当にみんなが何不自由なくこの町で生活できる。そういうことを、

環境をつくっていただくことをお願いいたします。

時間はまだ残っておりますけれども、私の思いをそんな具合に考えるわけなんです。

再度また繰り返しになりますけれども、上水道、下水道の減免のことをもう一度考えていただいて、負担を減らしていただく、いわゆるどこも、中にはそういう方もあるかもしれませんが、やっぱり収入が減ってるというのが押しなべて言えることではないでしょうか。それと、PCR検査も、受ける場合に補助をしていただくこと、このことを付け加えて、私の質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（景山 浩君） 以上で、12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） 随分早いですが、お昼休憩に入りたいと思います。再開は午後1時と。

午前11時15分休憩

午後 1時04分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより2点にわたって質問いたします。答弁よろしく願いいたします。

まず、1点目。公立保育園4園の維持を求めます。現在、町が進める町立保育所の統合、定数削減、民間移管は、その理由となっているのが人口減と町の財政負担の軽減です。児童福祉法は、国と自治体が児童の健やかな成長に最善の利益が優先して考慮されることを明記しています。言うまでもなく公立保育所は、児童福祉法第24条第1項に定められた自治体の保育実施義務を担う施設であります。保育の質の確保とは、その実践を示すものと言えます。施設の老朽化、保育士の確保等、保育事業の実施に当たり、当面する課題解決に向かう根本的な姿勢は、児童福祉法の原理に立つことが自治体に求められています。この町の子供の育ちにとってどのような施設や制度が望ましいのか。子育てしやすい地域にするための施設形態や配置、運営がどうあるべきなのか。現場の保護者や保育者、住民の意向を踏まえた丁寧な議論と検討が必要になってきます。これまでの経過と議論を踏まえ、公立4保育所の維持を求めて質問します。

第1点目、再度ですが、町長は保育の質、自治体を守らなければならない保育の質から、この統合をどのように検討されたのかを問います。その際、つくし、さくらの建て替えですが、おの

おの建て替えた場合との比較の経費、前回は出てきませんでした。財政問題を論じるのであれば様々なケースを想定しなければいけないと考えておりますので、再度、答弁を求めます。

第2点目、民設とする理由は何なのか。これは12月14日、前回の12月議会の最後の全協に出された総務課の提出資料から問います。

3点目、認定こども園について問います。これは今度の新しい保育園を認定こども園としたいという計画が出ています。それについて、認定こども園とはどういうものなのか、その比較についてお聞きいたします。保育所と認定こども園の比較、許可、法的責任、財源について求めます。

第4点目、統合をやめ、公立保育所としての維持を求めます。私からの資料としては、これまでに配られた資料と児童福祉法の抜粋を配っております。

第2点目、ケア労働者の待遇改善を問います。この間のコロナ禍の中で、ケア労働者の重要性和実態が明らかになってきました。ほかの産業の労働者に比べて賃金が低いケア労働者の多くは女性が占めており、男女賃金格差の大きな要因の一つともなっています。ケア労働者の待遇改善は、ケア労働の充実とともに、男女賃金格差是正に貢献するものとなっています。政府はケア労働者の処遇改善として、この2月から保育士等の賃金を収入の3%、月額にして9,000円引き上げる事業を進めてきています。内容は不十分だとは言われますが、この処遇改善を、この策を町で働くケア労働者に適用させるよう、町が努力することを求めるものです。

第1点目として、民間でのケア労働者の実態とその対応の把握、つかんでいるでしょうか。お答えください。

第2点目、町内の保育士、学童保育支援員のケア労働者の実態と、これに向けての取組をどう考えているのかを問います。これは公私問わずお答えいただきたいと思います。

以上、ここからの質問とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、保育の質から統合の是非を問うについてお答えいたします。12月議会においても御質問をいただき、南部町個別施設計画における位置づけや、建物の現状などについて御説明させていただきました。保育の質から統合の是非を問うということですが、繰り返しになりますが、保育の質の確保については、統合のいかんによって変わるものではなく、保育園を運営するに当たっては、当然確保されるべきものでございます。議論すべきは、どういう保育内容を提供するのかであり、設置予定の保育所あり方検討委員会で議論してまいります。

さて、つくし、さくら、おのおのを建て替えた場合との経費の比較についてですが、子ども・

子育て会議において、長寿命化、現地建て替え、移転新築のメリット、デメリットを検討していただく中で、現在の建物の状況から見て、長寿命化は難しい。現地建て替えについては、仮園舎が必要になる可能性や、建て替え期間に園庭が確保できない可能性、また2園分の建設費が必要になることなどから、実現は難しいという意見がございましたので、建て替え経費の算出までは行っておりません。以前にも申し上げましたように、つくし保育園については、立地に課題があるため移転が必要、移転新築するならば、同じく老朽化が課題になっており、地域的にも近いさくら保育園との統合という結論に至ったところでございます。繰り返しになりますが、つくし保育園の堤防下であって、2メートルにも及ぶ水深の中で、子供たちの避難経路の確保が難しいという問題をこの場で何度かお話しさせていただいたつもりです。

また、個別施設管理計画においては、保育園の適正規模等を踏まえた概算設計等を行っているわけではありませんが、現在のまま存続させた場合は大規模改修が必要となり、想定される概算金額は次のとおりと試算しています。つくし保育園については4億1,514万円、さくら保育園については3億4,743万円余が必要になってきます。これは令和2年度試算であるため、資材費の高騰などで、今後はこれ以上の経費が必要だろうと考えています。12月議会でも答弁させていただきましたが、人口減少、施設の老朽化や将来にわたる財政負担、防災面を総合的に勘案して、統合する方向性で検討に入ったものでございます。

次に、民設とする理由は何かとの御質問でございます。整備運営方法について、財政運営審議会でも検討いただいた結果、1、認可保育園施設の利用認定や保育料については、制度上、公設、民設での違いはなく、利用者への影響はない。2、保育資格のため、柔軟な対応ができる。3、民設民営での建設費、運営費に国、県から補助があり、町の財政負担が軽減される。4、保育行政に係る町負担が明確になるとの理由により、総合的に考えると民設民営を目指すのが適当であると答申をいただいております。この答申を踏まえ、町長として民設民営化の方針を表明するところでございます。審議会にお示しさせていただいた資料は、保育園整備及び運営に係る財政負担のスキームを基に、町の財政負担を期間を持って比較できるようにとシミュレーションしたものであります。これについては不確定な要素が多く、あくまで一般的な試算という前提だということをお理解いただいて、御検討をいただいたところでございます。財政負担につきましては、設置予定の保育所あり方検討委員会の中で、より具体の計画を練っていく過程で試算してまいりたいと考えます。

次に、認定こども園について問うについてお答えをいたします。保育所と認定こども園の比較についてですが、お配りしております資料1に、保育所と認定こども園の根拠法令や性格、目的

などについてまとめております。保育所は、児童福祉法第39条で保育を必要とする乳児、幼児を日々保護者の元から通わせて保育を行うことを目的とする施設とあり、保育所保育指針に基づいて保育を提供しています。また、認定こども園は、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子供に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する施設とされており、保育所保育指針に基づく保育並びに幼稚園教育要領に基づく教育を提供する施設となっています。法的責任についてですが、保育所の所管は厚生労働省、認定こども園は4類型ありますので、その形態に合わせて内閣府、文部科学省、厚生労働省が所管しており、それぞれ就学前の子供たちに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、これがいわゆる認定こども園法と呼ばれるものですが、これに基づいたり、学校教育法、児童福祉法などを根拠としてるところです。保育所、認定こども園、どちらを利用されるにしても、児童福祉法24条に定められてるとおり、保育が必要な児童を保育しなければならない自治体の責務に変わりはないものと考えます。財源については、子ども・子育て支援新制度で施設型給付に統一されており、自治体の確認を受けた施設に対しては財政支援が保障されています。

お手元に配付しております資料2の中ほど、公定価格の仕組みを御覧ください。認定こども園、幼稚園、公立保育所は、公定価格全体から利用者負担を差し引いたものが施設型給付費に当たり、法定代理受領分として施設に直接支払われます。私立保育所に関しましては、保育所における保育は市町村が実施すると児童福祉法第24条で定められていることから、利用者負担は自治体が徴収し、公定価格分全額を委託費として施設に支払う仕組みとなっています。

最後に、統合をやめ、公立保育所としての維持を求めるについてお答えいたします。これについては、12月議会で表明しましたとおり、2園統合、民営化の方向で検討を進めさせてまいりたいと考えております。

次に、ケア労働の待遇改善を問うという御質問にお答えいたします。まず、民間でのケア労働者の実態とその対応の把握を求めるということですが、今回コロナ禍に関係して行われる保育士等処遇改善臨時特例事業についてお答えをいたします。小規模保育園南部町ベアーズ、西伯病院事業所内保育所さくらキッズともに、補助基準額と同程度の処遇改善を実施される申請を受けています。また、今回の処遇改善については、公立園も対象とされたことから、さくら保育園、つくし保育園も本事業の対象となり、補助基準額を少し超えて処遇改善が行われると聞いております。

次に、保育士、学童保育支援員のケア労働者の実態と取組についてですが、地方自治法及び地

方公務員法の改正に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度を導入し、従来の非常勤職員、臨時的任用職員の処遇改善を行っております。具体的には、職種別での給与体系の見直し、正規職員と同率の期末手当の支給、通勤距離に応じた通勤手当の支給を行っております。従来の制度と令和2年度との比較しますと、一例ではありますが、フルタイムの保育士では、期末手当で年間27万3,720円の増額、パートタイムの保育士では、時間額1,030円を約15%増の1,180円、従来は支給のなかった通勤費及び期末手当で年間27万2,479円を支給しております。同様に、放課後児童クラブ支援員では、時間額1,030円を約7%増の1,110円、従来は支給のなかった通勤費及び期末手当で年間21万2,780円支給しており、政府が求める処遇改善の基準は既に満たしていると考え、このたびの処遇の改善は行いません。なお、会計年度任用職員も含めた公務員の給与については、これまでも人事院勧告により改定しており、多くの自治体はこの勧告を尊重して改定を行ってきております。このようなことから、県内全ての自治体が、正職員、会計年度任用職員についてはこのたびの処遇改善は実施しないと現時点でお聞きしております。今後の人事院勧告、また市町村との均衡も必要と考えるので、他市町村の動向も注視してまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、マイクを。

13番、真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、公立保育園の4園の維持を求めるの一番最初に、私は保育の質の問題を再度問うています。町長は、保育の質は当然で、それが町としては運営することが大事なんだとおっしゃいますけれども、全てこういうような公的な仕事に当たるときには、どういう仕事がいわゆる法律等で保障されてるのかっていうことが大前提になってくるわけですね。そこで、これは考え方の違いではなくって、何に基づいて保育所が運営されなきゃならないかっていうのは、児童福祉法にうたわれている子供、いわゆる児童をどんなふうにするのかで位置づけていくかっていう内容なんですね。それで配らせてもらいました。児童福祉法の保育の質というのは、全てこれを実践するところから来ているということで、町長も御存じだと思いますが、総則の第1章には1条と2条ありまして、1条には、全て児童は児童の権利に関する条約の精神にのっとり適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉をひとしく保障される権利を有する。これは誰が有するかというと、町ではなく、児童が有するということですよ。

ね。何の権限もお金もない子供たちに、児童に、これを有すると国が定めているわけなんですよ。次の2条ですよ。全て国民は児童が良好な環境において生まれ、かつ社会のあらゆる分野において児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。ここに書いてあるのは、児童が育つときには、国はその児童に最善の利益が優先されて考慮されるような取組を行いなさいと、こういうことを今の日本の国が、各実施する自治体に求めているわけなんですよ。ということは、保育の運営であろうと、建て替えであろうと、統廃合であろうと、全てその最善の利益が優先して、児童にとってどのような保育がいいかということから始めなくてはならないというふうに見えるのがそうだと思うんですが、どうでしょうか。財政的なこととかそういうことではなくって、全て子供に最善のものを尽くすということが町の仕事であると認識なさっていますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私も全くそのとおりだと思います。子供たちが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支える環境や経験、これがまさに保育の質だと思っています。それを充足させるために、子ども・子育て支援新制度によって、消費税を使い、配慮してきたというのが国の政策であり、その責任は市町村にあるということをうたっています。いわゆるソフトとしての人材であったり、保育要員っていうんですかね、そこで働く人、それと同時に保育園の環境であったり、その整備両方が相まって、初めて保育の質というものが確保されるんだろうと思っています。その辺りのところを子ども・子育てについて、多方面から皆さんと検討いただいて、民営化でやることも一つの方法だということを御理解いただいて、今日に至っていると、このように認識してるところです。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 民営化、理解するかどうかは話の中で確認したいと思っております。

町長、全く同じように、町長も先ほどの児童福祉法に基づいて、子供には最善の利益がもたらされるような取組をしなきゃならないということについて、全く同感だとおっしゃっています。町長は恐らくその立場から、12月議会の私の質問に対しては、定数削減90名、ひどいのではないかって言ったときに、入所児童を90人も減らす、そこまで子供が減るような将来予測はおかしいと、自分としては納得していないと、こういうふうにおっしゃいました。それは、責任がある保育を実践するには、いま一つその定数削減については問題があるというふうに言ったと、私は児童福祉法の立場に立って言ってるというふうに感じましたが、その点は今どう考えていま

すか。どう手を打つんですか。

2つ目の問題、もう一つ言ったのは、あなたは民営化を選択すると今言っていますが、答弁でお答えになったのは、できれば町の保育園で安心してゼロ歳児の保育もできるような体制が一番望ましいと、こういうふうに答弁しているんですよ。あなたはこの2つのことに、議会での答弁は重たいと思いますが、そのことについて、自分の、これから町が進めようとしている民営化の問題と、どこで整合性がつくんですか。あなたが、できれば町で安心してゼロ歳児の保育を全部できるのがいいと言った。これを実践するのがあなたの仕事ではないんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。少し言葉の抽出に飛躍があると思いますので、もう一度私のほうから整理したいと思います。

まず、120人規模は、保育園を2つ統合させて、120人の保育園がマックスなのかということ、町長として少し残念だと。もう少し、子供たちの140、150確保できるような保育園の中で育てるような計画が必要ではないのかという議論をいたしました。それから、できればゼロ歳児、しかし、残念ながら今の日本は、女性の労働条件等を考えれば、ゼロ歳の中で致し方なくその保育園に預けざるを得ない環境にあります。その仕方なしのその環境の中で、できれば新たな保育園を造る保育園の中で、ゼロ歳児が必要であれば、そこを造って、安心して勤めていただけるような、そして子供が安全な状況で見守られるような環境をつくりたい、このように申し上げました。したがって、その過程においては多様な方法が存在するでしょうし、あると思います。いわゆる小規模保育だとか、これを完全に否定してはならない。在り方として、理想は町の保育園の中で、ゼロ歳から2歳、3歳になったらまた保育園を動かなくちゃいけないというような、そのような環境は望ましいとは思っていないということから、ゼロ歳児保育の話をしたつもりです。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長は児童の90人に減らしたことも、そこまで減らすのどうかなど思っている、何ら言い訳ではなくって、事実そのことをずっと町長の言い分でお認めになっていらっしゃるんですよ。私はそれはいいことやと思いますから、90人削減を再度町長が、これ、決定するのは町長ですからね。あなたがいけないということを誰かがやれって聞いていうのは議会の決定以外にちょっと考えられないと思いますので、もう一回子ども・子育て会議に聞かれるというのが順当ではないか。それ、どう思いますか。まず、それ、どう思いますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。御存じのように、保育園の規模を、いわゆる保育園の子供たちの規模を決めるのは子ども・子育て会議、議員のおっしゃるとおりだと思いますので、そこで慎重に御審議いただきたいと考えます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今、議会でおっしゃったように、聞いてますね、担当課。子ども・子育て会議で再度それを考えたいと。ですね。それは答弁として聞きましたね。

あともう一つです。できれば町の保育所の中で、安心してゼロ歳児の保育をできるようにしたい。これも誰が実現するかというたら、町長の決定なんです。先ほど確認しましたが、私たちが。いわゆる子供にはその最善の利益を優先して考慮されるということは、別に無理難題言ってるのではない。どこの町もやっているように、ゼロ歳児から町立、公立保育所でやるということとはとっぴなことでも何でもなし。それはできるのではないかって言ってるんですよ。そこをお考えください。

それで、次へ行くんですよ。なぜ考えるかっていうたら、なぜ、今4園ある保育園が、2つは公設民営だけれども、それを崩して2つの保育園を、今、公設民営を民設民営にして、まして認定こども園にする必要性がどこにあるかという今度論議したいんですよ。それ、ちょっと2つ目のこと置いて、民設の理由では、一番上げたのは、先ほど言うとおりに、子供の最善の利益ではなくって、いわゆる町の財政の利益を第一に考えてるんですよ、そうでしたが。財政審議会で何を語ったかという、ここに書いてあるように、民設民営にしたほうが町のお金の持ち出しが少なく済むというのが結論だったんですよ。そこでお聞きするんですよ。それは本当ですか。12月の14日にこういう文書出されました。今、配ってますね。私が提示した分は、それは14日に財政担当が全協で出された資料です。町長は目を通していらっしゃると思いますが、あなた方はこの文書を、これは先ほど言った審議会に資料を示してやったというのは、この資料ではありませんね。これは行財政審議会に出されましたか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。この資料につきましては、委員の皆様に見ただいて、説明はさせていただいております。その後、回収はさせていただいております。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 何で回収しなかったんですか。公表されているのは、こういう文書ですよ、ですね。どこが違うかっていいたら、建設の場合は町から補助金が出ないので、丸々補助金が出ませんよって言ってるんですよ。これで何が分かったかという、この文書で何が分

かったか、その中には町に来てる地方交付税分が算入されていなかったんですよ。それはお認めになりますか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。なぜ回収したかというところですけども、まず、この数字というのは、いろいろな前提条件のもので想定でつくった一般的なものということですので、この数字が独り歩きをすることがないようにということで回収をさせていただきました。

なぜこの表のほうを説明させていただいたかという、先ほど議員もお示しいただきました財政負担のスキームということで、建設に係る場合の公設でやった場合の財政負担のスキーム、それから民設で行った場合のスキームというものを出して説明をさせていただきました。そのときに、公設公営の場合には国からの補助金はないけれども、起債をできると。起債をした場合に交付税措置されるものが起債の種類によっていろいろ条件があります。それから、民設の場合にはそういった国や県からの補助金があって、町からの義務的な負担もあるということを建設についてお示ししました。それを金額を想定ということで、7億円で建設をした場合ということ为前提として、いろんな条件を設定をして、この数字のほうを出したというところでございます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 独り歩きするのは、こっちを出してもこっちを出しても独り歩きというのはするんですよ。今お聞きしますね。これを出したときには、建設費には町には補助金が全く来ないので、民設のほうの方が有利ですってということを審議会でも言っていらっしゃいます。審議委員の人は、数字を出してもらわないと分からない、こういうやり取りもしています。そのときに恐らくこれを出されたと思うんですが、いいように想像してるんですよ、私は、この資料なかったもんだから、いいように想像していますが、そしたら、そのときに、15年たって公設公営でした場合、公設民営でした場合と全く民設民営でした場合、町が出された資料では、15年間、償還年数掛けて、どれぐらいの金額の差があるとこの数字は言ってるんですか、15年間で。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。このスキームのほうで説明をしました。その後、この表は回収しましたけれども、この表とは別に、7億円前提でその場合の負担が幾らになるかという、これは全体的な、何ですか、棒グラフ的な感じでお示ししたとちょっと、今手元に持ってませんので、記憶しておりますけれども、出しました。

数字が分からないというのは、委員さんから言われましたものは、行財政審議会として、毎年起債とかそういったものがあって、何年間ぐらいで幾らぐらいかかったのか、毎年どれぐらいの負担になるかっていうものが分からないと。すみれ保育園の建設を例に、起債の期間が15年間あるという話をさせていただきまして、じゃあ、それをベースに、その期間、どれぐらいの負担が毎年かかってくるものかというのを期間的に見たいというふうにおっしゃいまして、その辺のところを何とか工夫して出しますとお答えをして出したところです。その工夫のところが一番が、運営のほうの交付税の措置ってところがなかなか数字がはっきり把握できないので非常に難しいんですけども、工夫をして出したいということを出したものが、この参考資料の1を基にして出したグラフということになります。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後1時38分休憩

午後1時38分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。申し訳ございませんでした。試算によりますと、公設公営でやった場合には14年間で約4億1,964万6,000円、それから民設民営の場合の町の財政負担としては4億1,382万円、その差額としては582万6,000円でございます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 副町長のおっしゃったように、審議会の中では補助金が出ないから民設民営がいいんですよって言ったのは、地方交付税分がなかなか出ていなかった分で、それを数字に表したら、14年間、償還14年ってなかなか私、15年って早いなと思ったんですけども、14年でしたら582万の差、これを15年間で割ったら、1年間40万も負担違わないんですよ。ということは、町長が以前に12月議会でおっしゃった、総務省は金を出すと云ってるけども、金が出るわけないんだって言ったんですけども、地方交付税分としてはこういうふうに算入されてくるっていうことを町は試算出してるということを確認していいですね。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。これは建設についてのことでございます。その交付税のことで中身はよく分からないと言ったのは、運営に係る部分のところについて入ってくる交付税がよく分からないといったところでございます。この試算につきましては、建てる場合

にふるさと融資を使った場合とか、それから、法人が償還する、市中銀行から借りた場合、償還の利息についても町が負担する最大限の支援をした場合ということで比較をしたというところがございます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私が聞いているのは、町が出した数字なんだから、あなた方は大分違うと言ったけども、15年間で約582万、1年間では40万ちょっとしか変わらないんですねという確認を求めたんですよ。それ、お認めになったということでもいいですか。書いてあるんだから。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。もう一度申し上げますけれども、建設費についてはそうでございます。（発言する者あり）はい、試算によりますと。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 建設費については補助金が全く来ないので、圧倒的に民設民営のほうが有利だっていうのは、中身は15年間で試算で約582万、1年間にしたら約39万ぐらいの差しかありませんよってということが資料で示されたってことですよね。

副町長がおっしゃっているのは、次の参考資料2番目なんですよ。運営費ではどれぐらい地方交付税が来るか分からなかったからって言いましたが、町の職員は地方交付税算入できないほどノンプロではありません。ここ何年間も地方交付税の算定台帳をやりながら、公務員ってというのはそれを基にして全部計算してきてるんですよ。それがこの表ですよ、職員はつukれないことないんですよ。

これを見たらですね、これを見てください、私、説明する時間ももったいないから、本当はそっちでしてほしいんですけども、参考資料は、上の場合は公設公営、下は令和7年より民設民営にした場合ということですね。運営費が地方交付税分分らないと言ってたんですけども、この中には明らかに地方交付税算定分が入っていないんですよ、そうですね。だから差が、公設公営では、公設民営が2園ある分では5億944万かかるんですけども、民営にしたら3億9,400万、差額として約1億1,000万ぐらいの差がありますよってという数字があるんですけども、これを地方交付税入れたらどうになりましたか、ちょっと説明してください。前回答えてるんですよ、約1億2,000万、地方交付税が入ってくるだろうという答弁がありましたから、それを基にして、地方交付税が入ったらどうなるかという説明してくれませんか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。この表で御覧になると、一番下のほうに町の財政負担ということを書いてありますけれども、真壁議員おっしゃいます1億2,000万の交付税といいますのは、現状でそうでございます。4園分で合わせて1億2,000万ということになります。ただし、統合した場合によりますと、園数が少なくなりますので、その分減額されて、約7,600万余りになるのではないかとというふうに考えているところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、総務課長が言ってるのは分かりますよね。ケースの①の分の合計の一番下、黄色い、5億944万2,000円のところから本当は1億2,000ぐらい引くんですよね、△の1億2,000万です。次は、下は、町財政負担合計が3億9,400万のところを、6,000万から7,000万入ってくるとすれば、半分になっちゃうって言ってますからね、1億2,000万の半分で6,000万としましょう、それを引くんですよ、それが町財政分なのではないかって。ここでも、3億3,000万と6,000万の4億4,000万ですから、1億弱の違いがありますよね、1億弱ぐらいが毎年負担増になるんだっていうんですよね。ところが、見てください、一番下の保育所運営交付金、これが、保育所運営交付金が国と県で幾ら入ってくるかっていうと、全部、町も合わせたら1億3,272万というのが令和7年から令和20年までずっと続いているんですよ。これはどういうことですか。聞きます、これは民設民営の人件費増が入っていない、その確認です。

○議長（景山 浩君） どうします、休憩しますか。（発言する者あり）

休憩します。

午後1時46分休憩

午後1時49分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。保育所運営交付金のほうにつきましては、いわゆる公定価格での反映をいたしておりますので、人件費にどうのこうのっていう話ではなく、利用人数ですとか、そちらのほうで計算したものでございます。こうやって人件費につきましては、ケース②の一番上のほうの人件費の計といったところで推移を表しておりますので、お読み取りいただけたらと思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この上の人件費というのは、公設民営も民設民営も一緒の数字出てますよね。出てませんか、出てますよね。それで、令和7年から令和20年まで上がってってますよね、ですよね。このときに、この上で見たら分かりますが、委託料の指定管理料も若干ちょっと上がっていったるんですよ。これはなぜかという、人件費が上がるから上がっていったるんですよ。

ところが、公定価格でこういうふうな計画をしたら、先ほど言ったように、公定価格ですもんだから、何年たっても、公定価格分で計算したら人件費という伸びがなかなか反映されてこないもんだから、副町長は審議会の中で人件費等を考えたら町の持ち出し分は出るだろうことを考えないといけないということを書いて、1億円以上にお金が出る可能性もあるよってということを書いたわけですよ、そういうことですね。

ということは、若干ここで約1億円の差があると言いますが、人件費分を見ていなければ、その人件費増を足さなければ、民設民営になった場合の、伯耆の国に行こうとしていますが、そこが今までと同じような人件費増でいっていかっていったら、お金が足りなくなった場合、町が負担しないといけなくなってくるんですよ、そういうことですね。そういうことをあなた方が審議会で説明されていますが、どうですか、確認。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。審議会の中では、この一つ一つの項目についての説明はしておりませんので、今議員がおっしゃったような説明はしておりません。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 説明をしないとけなかつたと思います。なぜならば、そこが大事なことで、財政的なことを考えて、民設民営のほうが町の負担が少なくて済むって結論を出してくるところだったからです。ということは、副町長もお認めになったように、行財政審議会の中でも、十分な地方交付税分がどれだけ来るかという地方自治体にとっては大事なことの数字をしっかりと分析して、その結果どうなるかっていうことのお話がなされてなかつたのではないですかってことは、私が一番言いたいことなんです。

町長、民設民営にする一番の問題は、建設費、それと運営費がどれだけ来るか分からないので、民営化したほうが、民間移管にしたほうが数字がよく見える、こういうことだったんですけども、あなた方は1億円以上差がありますよということを見せつけてあったということは、私は町が民設民営に行くように誘導的に資料をつくって、そういうふうにしていったとしか思えないんですよ。こういう疑問があつて、この数、この分で示したことでない以上、行財政審議会にも

う一回差し戻すべきではないですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今、真壁議員のおっしゃるのは、私どもが行財政運営審議会に対して不十分な説明した上で、その結論に問題を残したという趣旨のことをおっしゃられております。私どもはそのような考えは毛頭ありませんし、十分に説明をし、御理解もいただいたと思っております。

数字の根拠について、その根拠の所在というものについては私どもももう一度分析したいと思いますけれども、大枠の中の数字、根拠が間違ってたということであってはこれは審議会になりませんので、私どもも調べますけれども、現時点で私はそのような認識は持っていませんので、差し戻すというような、そのような乱暴なことはする気はありません。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 住民にとって、子供に最善の環境を与えるという立場から見たら、乱暴なのは町のやり方そのものですよ。子ども・子育て会議を傍聴に行ったとき、子ども・子育て会議の方々は、自分たちは何も決めるところではないって言ってました。決めるところではないところが独り歩きをして、90人を削減のところを出してきた。数字も、先ほどもどうですかって言ったときに、十分迷いながら決定しているので変えないと言ってた。そういう不誠実な在り方ではなくって、これは町の将来の保育園の構想まで変えることです。私はぜひとも審議会等に、少なくとも地方交付税の算入分を示して、再度御検討いただくことを強く求めておきたいと思えますね。

次です。もう一つの問題は、今度は認定こども園にしようと言っています。ちょっと課長が出されました認定こども園と保育所の違い、説明してもらえますか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。先ほど答弁の中にもございましたが、認定こども園と保育所の違いということで、保育所は主に厚労省のほうが所管しており、保育が必要な子供に対して保育を市町村の責務で行うところでございます。開設時間などを書いてございますけれども、11時間開園が原則となっています。それと、大きく違うところとしては、入所、入園の手続として、町と保護者の契約をするというところなんです。

認定こども園に関しましては、それぞれタイプがありますので違いますけれども、南部町で最も身近に考えられるところとすれば保育所型。保育所型というのは、保育園が、都道府県知事が定める要件に合致しているものとして認可をもらえれば、認定こども園として認可されるという制

度でございます。保育所型の認定こども園ということになれば児童福祉施設になりまして、同じように11時間の開園、ただし契約は原則として設置者と保護者の直接契約となります。保育が必要かどうかという認定につきましては、市町村のほうを経由するということになりまして、保育の必要性の認定は町が行います。いいでしょうか。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、今、課長がおっしゃってくださったことは、児童福祉法の第24条の第1項、2項ですね。保育所は、第1項の、町が保育しなければならない。これは措置するんじゃないで、保育しなきゃならないって書いてある。これが、いわゆる保育所の設置を求めたのが24条の第1項です。第2項が、必要な保育を確保するための措置を講じなくてはならない。これが、いわゆる課長が示してくれた認定こども園が該当するところなんです。24条の1項が保育所で2項が認定こども園になってくる、そこで違いが出てくるわけですね。

違いを先ほど説明しましたが、これは、もしお答えいただけるなら、課長、お答えください。分かりましたが、今度する場合は、認定こども園は民設民営になったら、町と違って、伯耆の国に行くことになりまして、そうですね。今のすみれこども園は町の認定こども園だから、設置者イコール町だから、町と契約します。ところが、今度、伯耆の国になった場合は伯耆の国と契約いたします。利用料は誰が集めるんですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。認定こども園になりました場合には、契約をしているところが保育料も集めます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうですね、そうなったらどうなるかということですよ。例えば、町立だって保育所だったら、保育料が入ろうが入るまいが、その公定価格に決められたものは出さないといけないわけです。ところが、公定価格分は来ても、保育料で入らなかった分はどこがかぶるかということ、設置者がかぶることになるわけなんです。普通、どう考えるか。お金の入らないところはどうしますか、普通は。公設公営だったらこれは切ることできないけれども、民設民営で運営してて、赤字になった場合は、ないところをやめていただく、こういうことになるわけですよ。それを御存じでしたか。なぜかということ、行財政審議会では何も変わらないと言ってるんですよ。どうですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。保育園の話をしているつもり

でお答えをしていたので、何も変わらないといったような表現を使っておりますが、説明が不足していたと思います。申し訳ございません。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今、課長がおっしゃったんですよ、最初は保育所のつもりでやってた。いつから認定こども園に変わったんですか、町長。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。120人規模の保育園の公定価格などの試算をする際に、認定こども園のほうが随分と金額的には1人当たりの公定価格が高くなっておりますので、子育て支援課のほうで資料をお作りするときに、認定こども園の計算で資料をおつくりをしております。すみれこども園と同程度の保育園、保育園というか、こども園を設置した場合ということで、すみれこども園と同程度の民設民営の園をつくった場合ということで公定価格の試算をしたんですけれども、ちょっと私のほうが説明をするときに不十分な説明をしてしまったと思っております。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これは一つの課の問題ではないんですよ。一つの公立保育園を民営化して、それが認定こども園になった場合、どのようなことが行われるかっていうことなんです。今はすみれこども園が町立だから、設置者が町だったんです。これが民間になった場合、どうかというと、論議の中で24条の1項に保育所を残したということは、私立の保育所がそこに該当するようになったんですよ、だから、委託費でできるようになった。これ、なぜ担保したかということ、どういう現象が起こるかということ、認定こども園になった場合、この委託費だから保育に使わなくてはならないという縛りから外れるんですよ。

例えばその事業者が介護保険事業をした場合、保育料が入ってくるけども、自分とこで設置して、自分で保育料を集めている、あとは国からの交付金もらう、このお金の使い方は自由なんですよ。ということは、どれだけ賃金を保育料きたのでアップしようといっても、そのやり取りは自由にできるから、例えば、保育園を運営してて、保育の賃金を削って、どこかのほかの事業を持っていこうということをするということです。これ、間違いないですね、どうですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。少しそこまで研究を進めているわけではないんですけれども、社会福祉法人の会計制度として、それぞれ事業を別々の会計を

持たないといけない制度にたしかになっていると思いますので、そのような勝手に流用みたいなことには制度上はしてはいけないことになっていると思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） もしそれがあつたら出してきてたと思うんですよ。何のために認定こども園ができて、認定制度になつたか、措置制度じゃなくて、事業者と保護者の契約になつたか。これが町のお金で運営しているということになると、公費で運営しとつたらほかに流用できないから、介護保険と一緒になんです。個人契約だったら、個人のお金だからどこで持ってもいいという理由で、介護保険制度をまねて保育園制度をつつたんですから。それが認定こども園なんです。ということは、そこで全国の保育園の方々が立ち上がつてね、少なくとも保育所制度残さんかつたら私立の保育所は大変なことになるといって、24項の1項をつつて、私立の保育所については委託料でいくということをとどめてるのが現行法なんです。

ということはね、町長、今あえて財政問題でも言つたように、民設民営のほうはるかに町の負担が少なくなるという幻想にとられることなく、原点に立ち返つて、子供たちに本当に豊かな最善の保育を町が責任持つには、原則公立のまま、認定こども園選択せずにする。少なくともですよ、少なくともすみれこども園がやっているように町立でやらなければ、これは責任が持てないんだということについて、どう考えますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。いろいろ今、真壁議員のおっしゃられたことに、なるほどなという、思つたところもございりますが、しかし、そのような重大な問題があるところで、例えばお隣の米子市の中ではたくさんの認定こども園が存在し、多くの子供たちがそこで保育、さらには幼稚園の機能を生かして育てると思つています。そこまでの重大問題があるところであれば、これは米子市の、一律保育園にするべきだという議論がもっと湧き上がるべきだという具合に、私は素朴にそう思うわけです。しかし、それは極めて極端な御意見で、今、真壁議員がおっしゃるのは。保育園で集めたお金を他事業に流用するだとか、そのようなことは、今の監査制度の中でもあり得ないことですし、厳しくそのようなことは、その管理運営をチェックします鳥取県が監査し、指摘することだろうと思つています。

あんまりそのような非常に極端で混乱するようなことは、私は聞いておられる住民の皆さんの気持ちを混乱させるものではないかなと思つています。もちろんですよ、それが本当にそういう状態であれば、これは保育の根幹に関わる問題で、米子市の市部であつたり、それから町村部でやつてるところはありますけど、民間で、もっと大きな問題になっていることだろうと思つてます。

私たちももっと研究をしなくちゃいけませんし、時間もあることですので、議会も通じて一生懸命勉強して、子供たちの健やかな環境の整備のためにやることですので、しっかりと勉強したいと思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私が解せないと思いますのは、こちらの言ったことに、法的根拠に基づかず、あたかも住民を混乱させてるという言い方のほうが、これは私に対する失礼な態度だと私は思ってるんですよ。幾ら町長であっても、そういう言い方は差し控えないといけない。こちらが準備して言ってることが違うのであれば、法的根拠をもってどこが違うかということを書いてください、今。そうでなければ、訂正してください。混乱しているわけではなくって、実際、町長は認定こども園とはどういうものかっていう制度を知ってたんですか。担当課も含めて、どういう問題があるかということを知の上で選択なさったんですか。

本も読まれたらいい。私は、これは全国の保育問題研究所の本と法律の解釈のところで、認定こども園の在り方を言っています。私が言っていることが事実でないだったら、それが言えなかった今の点を訂正いただきたい。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 私が申し上げましたのは、議員のおっしゃってることが間違ってるという具合に言ったわけではありません。議員のおっしゃってることがそういう現実の問題であれば、そういう法律にそごがあって、住民の暮らしに大きな影響があるような法律で、さらには認定こども園の制度であれば、米子市内であったり、鳥取市内であったり、松江市内であったり、安来市もそうですよね、この周りの中でもっと重大な問題が展開されてるんじゃないでしょうか。しかし、私どもの目の前やお聞きするところでそのようなことがないということは、一定の評価と、それから認定こども園が成果を上げてるといふ具合に私は思います。

研究していかなくちゃいけないという、課題はあるという具合に私も認識しておりますので、私は根本的に今の数字が間違っているだとか、そういうことではない。ただ、法律の仕立て方がそこまで問題があるということではないんじゃないか、このように疑問を真壁議員にお示しただけでございまして、真壁議員の言ってることを根本から否定してるわけではございません。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後 2 時 0 8 分休憩

午後 2 時 0 9 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。混乱を生じさせたということの表現は、いささか私も言い過ぎかもしれませんが、あたかも認定こども園によって子供たちに不利益が生じる、またはその保護してる皆さんに対して不利益が生じるような表現があったと思います。

○議員（13番 真壁 容子君） どののですか。

○町長（陶山 清孝君） 今言われたことに。そうじゃないですか。民間の保育園が運営すれば、皆さんから集めたお金を他のことに流用したり、または払えないような方が出たらやめさせられるという表現だったですよ。そういう実態があれば、これは重大な問題なわけですし、そういうようなことを私もお聞きしていません、実態としてですね。ですから、そのような混乱が生じるようなことの発言はいかがなものかなという具合に、私の感じたところを申し上げました。

言い過ぎな点がありましたらおわび申し上げますけれども、しかし、現実には議論する上で、そのような不安を生じさせるようなことはいかがでしょうか。直接法律をすれば、必ずその現象は社会の中に現れてくるわけです。社会の中に現れないということは、そういう実態はないという具合に私は理解しています。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後 2 時 1 0 分休憩

午後 2 時 1 2 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

進行してください。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は町長の答弁に厳しく抗議しておきます。意見が違ったからといって、あたかも人を混乱させるというようなことは使うべきではない。（「そうだ」と呼ぶ者あり）言っておきますね。

次に、少なくとも私は認定こども園をもう一度、町長を含めて、担当課を含め、どういう問題があって、どう違ってくるのかっていうところを検討して、私は少なくとも公設、現状を維持する立場でいくべきだということを保育園の問題で言っておきますね。

あと 3 分しかありませんので、次の待遇改善の問題に行きます。

町長は、令和 4 年 2 月 1 7 日付、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等の実施及び交

付申請において御留意いただきたい点についてっていうのを県からもらっているのでしょうか、町は。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 総務課長から直接読ませていただきました。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） その中では、大きい2項に公設公営の施設・事業所における賃金改善について、ここでは、地方公務員である公設公営の施設、事業所の職員について、積極的な実施について検討いただきたいって書いてありますが、少なくとも、これを受けて、町長のような意見があるのも存じておりますし、鳥取県全部していないのも私は聞き及んでいるところですが、全国に見たら、常勤職員には及ばなくっても、会計年度任用職員について適用しているところが多いんですよ。会計年度任用職員について、これを適用するつもりはありませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほど壇上でも申し上げましたが、会計年度任用職員の制度を導入するに当たって、保育士の不足等を十分勘案して、その単価というものに配慮したつもりです。県下全ての市町村が会計年度任用職員についても今回適用すべきではないという判断をしておりますので、私どもも同じように、そのようにしないという判断をしたところです。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） その適用しない理由って何ですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 会計年度任用職員の単価設定が、もう既にそういう配慮したものという認識だという具合に伺っております。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長は、今の日本の中で男女差別がある一番の大きな要因になっているのは男女の賃金格差だ。女性の多い職場がケア労働の職場である。ここを改善しないことには抜本的なジェンダー平等には近づかない。この意見にはどうお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 男女平等の賃金単価は、同一労働同一賃金という考えの中で既に進んでいると思っています。ただ、議員のおっしゃるように、ケア労働の多くを女性が占めているという問題は確かにあると思います。特に保育士や、それから介護福祉士の給与、賃金条件が悪いということはありましたので、その処遇改善加算ということで順次進めておられるという具合に認

識しています。

○議長（景山 浩君） 持ち時間があと僅かになっております。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、今回の待遇改善には2つの理由が掲げられてました。新型コロナウイルス感染症の対応と、もう一つは、少子高齢化の最前線において、働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公定価格の在り方を抜本的に見直す、これは今のままでの政府の中ではあまりなかったことなんですよ。この背景には、ジェンダー平等指数が世界中で120番目の日本を何とか改善していくためには賃金の格差解消していこうと、そこで動き出しているわけですよ。一番責任を持たないといけない、とりわけ平等ですね、公平、差別がない、これを実現していく町が率先してやらなくてはならないことだと思うんです。

鳥取県を含めて、どんなふうに話し合ったのか知らないけれども、これをやめる必要はない。なぜならば、会計年度任用職員と正規職員は依然として8万以上の差があるからです。そういうことを考えれば、少なくとも今回は、正規職員が人事院勧告でできないというのであれば、会計年度任用職員等への対応をしてやってるところがあるように、条例を改正してすることは十分可能なのではないか。公定価格を引き上げることに賛成する意味からも再度考えて、時間は限られておりますから、4月二十何日でしたっけ、取り組むことを求めて、質問を終わります。

答弁が欲しいです。

○議長（景山 浩君） されますか。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。公務員の賃金・労働条件は、特に賃金の面においては民間準拠を指し示し、人事院勧告によって国家公務員の賃金が、そして、それを準用するようにして、全国千七百有余の市町村の賃金が決まるという大きな枠があると思っています。

今、真壁議員が言われたジェンダー平等のことに對して異論を申し上げるわけではありませんけれども、公務員賃金についてはそういう制度の中でやるべきだろうと。これは、多くの自治体がそのように、県下全ての自治体がそうやってるわけですし、私もその枠の中で、今後賃金が人事院勧告として上がれば、そのときに適正な対応をしたいと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 以上で、13番、真壁容子君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩をします。再開は2時35分といたします。

午後2時18分休憩

午後 2 時 3 5 分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、11番、細田元教君の質問を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 皆さん、今回最後のまた質問をさせていただきます。前回の登壇者のように白熱したことはないし、皆さんリラックスして、ちょっとほっとして頑張っていきたいと思います。

まず、その前に、今、世界中で問題になっております、ウクライナに対してロシアが侵攻して、たくさん犠牲者が出ております。この方々に対して、心から哀悼また御祈念を申し上げたいと思っております。やっぱり戦争は悲惨であり、本当に不幸なことです。これで一番被害を被っておられるのは、やっぱり女性と子供たちです。この人やちは本当に心に深い傷が、私は今回でついたでないかなと思っております。一刻も早い収束をお願いするばかりでございます。

そういうことを申し上げまして、最後の一般質問、町政に対して、陶山町長に一般質問をさせていただきます。

前にも言いましたが、政治というのは不可能を可能にする芸術であるという言葉がある政治家が言われました。私も今回、陶山町長が2期目の2年目で、こういう前回の予算よりも、当初予算に限ってですが、約7億近い、ボリュームのある予算を立てられました。前回は補正を入れれば同じぐらいな予算でありましたが、これもコロナ関係の予算でございました。

今回、ウィズコロナ、アフターコロナに力を入れると最初、声明を出されました。その中で、町長は大きな、本年度ではこれを絶対やりたいというものがあろうと思います。また、ほかの課長さんも、今回はこれをやりたい、あれをやりたいと、たくさんいろんな予算を組んでおられたと思いますけども、そこで町長の査定が入り、削られた思いもされておられる部署があろうと思います。そういう中で今回、町長は、具体的にこのウィズコロナ、アフターコロナについての目玉の政策は町民に対してどのようにアピールし、また町民に政策を発表されるのか、一つは伺いたいと思います。もう一つは、それによって町と町民の方が、町長がこのような方向に向かっていると見たら町民もそれによって導かなくてはいけないと思いますが、それをどのようにされるのだろうかと思っております。

次は、大きな2番目はコロナ施策でございます。皆さん御存じのように、今現在オミクロン株が大流行しておりまして、特に保育園、幼稚園、小学校、中学校、低年齢のところに拡大しており

ます。その中でも我が南部町では、教育委員会の指導が大変よろしいのか、子育て支援課の政策また指導が大変いいのか、我が町ではそこでクラスターが発生して、児童、保護者、園が休園したということは聞いておりませんが、そのように鳥取県西部、鳥取県中を見ましても、子供が感染したときのつらさ、家庭の状態というのは大変だなとつくづく思いました。

そこで、特に小学校、中学校、またこれは子育て支援課も関係しますが、教育委員会はこういう厳しい中でどのような対応をされるのか、一つは伺いたいと思いますし、それに対応する家庭では、町民ですね、町民の方に対する対応もお聞きしたいと思います。

また、これ、感染された家族への対応。これは、私、一般質問を出しまして、後に私も体験いたしまして、すごいことに遭遇させていただきました。濃厚接触者ということで1週間自宅謹慎、学校時代でも謹慎食らったことがないのに、初めて謹慎させていただきました、こげな本当に窮屈なのを味わいました。この対応等も、これは大変だなと思ひまして、その対応については町はどのようにされるのかな。

また、もう一つは、4番目ですが、これに対して、やっぱり仕事を休まないけん。私はもう高齢者ですのでいいですが、もし小学校、保育園等で園児や小学生低学年が休まれたら、家の人でも休まないけん。その対応は町はどのようにされるのかなとつくづく思いました。それともう一つは、これによって休暇した場合、企業には、事務所に働けなくなった場合は国からいろんなお金が出る制度がございますが、私の調べたというか、聞いたら、中には有給使えとか出さないという企業も中であって、びっくりいたしました。こういうときには、町民の皆さん方がこういうことになった場合、町もちょっといろんな制度を教えてあげて、その家庭を助けていただきたいとつくづく思いました。

やっぱりコロナはワクチンが最後のとりでというか、ワクチン打てば、かからんことはないだ、かかりますけど、軽くかかります。これを止めるにはもうワクチンしかございません。南部町で小児科ワクチンはまだ打っておりませんが、他町、他市では打ってるところがございますが、この小児科ワクチンの対応を、また実施計画がどうなってるのかお聞きしたいと思います。

このコロナ関係でございますが、事業所も大変痛手を被っております。県も最高50万、最低10万ですが、その減額によってお金を出すってという報道がございましたが、町もそれに沿ってそういう補助金を出して、そういう商工会等の事業所の方に再度そういう援助をしていただきたいと思いますが、いかがなものかと思ひます。今回はえらく細かく言いましたが、初めてですが、そのように町の対応をお聞きしたいことをお願いします。

あとは発言席にてしたいと思ひますので、前向きな答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、細田議員の御質問にお答えしてまいります。

令和4年度の町政について、その目玉施策、さらには、その施策によって、町と町民の生活をどのような方向に導いていくのか、このようなことについての御質問を頂戴しましたので、お答えしてまいります。

施政方針でも申し上げましたが、南部町の令和4年度の町政運営に当たる方針を私は3点申し上げます。それが私の考える達成目標であり、議員に御質問いただいた目玉事業の大枠であろうと考えています。

まず1点目は、ウィズコロナの環境整備を申し上げます。オミクロン株の特徴である感染力の強さは、子供と家庭感染を誘発させ、高齢者や福祉施設への広がりを見せています。鳥取県の感染者はいまだ高止まり状態にあり、鳥取県をはじめ西部圏域自治体との連携を強化して、3回目のワクチン接種、そして、さらには小児用ワクチン接種の環境整備に努めなければならないと考えます。また、長引くコロナ禍は、南部町の農業にも影を落としています。新型コロナの脅威に備えながらも、南部町で農業を営む方が前を向き、希望を持って農業に汗を流していただけるよう、農業機械の導入支援を小規模農家の方にも広げてまいりたいと考えています。

2点目は、未来に向けた自治体運営の構築についてでございます。コロナ後の新たな価値観に基づく社会の中で、サテライトオフィス、テレワーク、ワーケーションができる環境整備による企業誘致、テレワーカーの誘導が今、注目を集めています。岸田内閣が進めるデジタル田園都市国家構想に注目しながら、南部町の誇れる里山環境でのテレワーク環境整備や公共交通のタクシー化、ドアからドアへの導き、そのような公共交通を図るオンデマンド乗り合い運行を検討してまいりたいと考えています。そして、現在整備中の光ファイバー網整備を進めることで、SDGsの理念である、南部町民誰一人取り残さない、希望に満ちた社会に向けて自治体運営の基盤を今こそ構築していく、そのような時期だろうと考えています。

3点目は、暮らしを守り、次世代を育むまちづくりを進めたいと考えています。私たちの暮らしを保健・医療・福祉の中核として支えている、入院機能を持った西伯病院が機能を維持し、そして発展するよう支援していく時期に来ています。また、若い世代が南部町で安心して子育てする環境整備として、保育園の統合や好評をいただく小さな公園づくりを進めていかなければなりません。また、コミュニティーの維持、中山間地対策に当たっては、地域振興協議会との連携が必須です。超高齢社会、人口減少社会の中で、南部町民がこれからも安心して暮らし続けるための道しるべとしての地域福祉推進計画を今後推進していく必要がございます。

令和4年度は、以上3点の方針を着実に進めることで、町民の皆様が誇りと愛着を抱き、人と自然が響き合い、心豊かに暮らし続けられる、活力に満ちた南部町、次世代に誇れる南部暮らしの創造に全力で取り組んでまいりたい、このように考えています。

次に、コロナ対策について御質問を頂戴しました。最初の教育委員会への対応につきましては、後ほど教育長のほうから答弁をしていただきます。

町民に対する対応についてでございます。1月4日の第六波発生以降、週を重ねるごとに感染拡大傾向が顕著に表れております。鳥取県内においても1週間当たりの感染者数が70人前後から、ピーク時1,000人を超え、感染者も幼児、児童、高齢者など増加傾向を示しています。また、クラスターによる保育施設や高齢者施設での感染、家庭内感染などの特徴が出ているところでございます。町民の皆様への対応ですが、今までお願いしていました不織布マスクの着用、手洗い、換気などの基本的な対応の徹底、不要不急の外出自粛など、必要なときに町長メッセージを発表し、周知を図るとともに、ホームページや防災無線などで広報しているところでございます。

感染された家族への対応についてでございます。感染された方や家族の情報については、保健所からは一切提供はありません。本人からの連絡により判明いたします。また、先ほども回答しました第六波の感染拡大の特性の一つが、家庭内での感染の連鎖でございます。県内感染者のうち在宅感染者数も療養者の約50%を占めており、支援体制が喫緊の課題となっていることから、町では鳥取県と在宅療養者の支援に関連し覚書を交わし、感染された家族への食料品、生活用品などの配付や必要な健康観察の支援を行うこととしています。現状では、在宅支援の依頼はいまだまだ来ていないところでございます。

仕事を休まれた町民に対して、町としての対応についてでございますが、町民に対する対応や家族内感染での対応と変わりはありません。感染され休まれる場合、濃厚接触者と判定され休まれる場合、子供や高齢者介護で休まれる場合など、様々なケースが想定されますが、予防対策を徹底して行っていただくことが大切です。最近のクラスター事例では、体調が思わしくない状況でも無理をして出勤し、職場での感染連鎖も多く発生しているようでございます。このように感染の実情など、ホームページなどを通じて注意を促すことが必要であると、このように考えています。

次に、コロナによる休暇に対し、町として企業や事業所等に働きかけができないかという御質問を頂戴いたしました。コロナの影響による小学校、保育所等の臨時休業等に伴い、仕事を休まざるを得なくなった保護者を支援する制度として、厚生労働省及び都道府県労働局が所管する小

学校休業等対応助成金があります。本助成金は、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額を事業主に対して助成するものでございます。事業主は、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えることができます。本助成金については、南部町のホームページに掲載し、周知を図っておりますが、今後は商工会を通じて、改めて町内の企業や事業所に働きかけを行っていき、制度の活用を進めていくように考えてまいりたいと考えます。

次に、子供たちのコロナワクチンの接種について、南部町の実施計画についてでございます。小児用新型コロナワクチンは、5歳から11歳の子供に、3週間の間隔を空けて、合計2回接種を行うものでございます。南部町では約600人の対象者がおり、該当の方には既に2月末に接種券をお送りしております。来る3月11日から、西伯病院と法勝寺内科クリニックにおきまして個別接種を行う予定にしております。また、4月17日（日曜日）、4月23日（土曜日）に、西伯病院におきまして、集団接種会場を設ける計画としております。4月以降はワクチン供給が増える見込みですので、現在、米子市を含めた西部町村での広域接種の実施に向けて、接種体制の構築を進めておるところでございます。広域での接種体制を構築をすることは、圏域医療機関で住民が相互に接種可能となると期待しているところでございます。オミクロン株は感染力が強く、県内でも小児の感染が増えております。国では小児のワクチン接種につきまして、特に重症化リスクの高い基礎疾患を有する子供さんの接種を進めておりますので、かかりつけ医などによく御相談いただき、接種について御検討をお願いいたします。

商工会を通じた新たな補助金等を実施する考えはないかと御質問を頂戴いたしました。令和3年度に町ではコロナ禍での経済対策として、町民1人当たり5,000円分を配付し、町内事業所のみで使用のできる「頑張ろう!南部町応援商品券」、飲食店が自店で、自分のお店で使える6,000円分の前売り券を3,000円で販売する「がいに〜得だ券」の発行を行いました。また、直接的な事業者支援として、コロナの影響を特に受けた飲食、宿泊、貸切りバス業といった業種にコロナ前の売上規模に応じた特別応援金を交付したところでございます。オミクロン株を中心とした第六波の影響が広がっている中、国では事業復活支援金、県でも新たな緊急応援金の制度を創設しているところでございます。町でも国、県の支援制度について、あらゆる媒体を活用しながら、適宜町内の事業者へ周知を図ってまいります。新たな補助金等の実施につきましては、町内事業者の経営状況について商工会としっかりと連携し、情報把握を努めながら見極めを図っていき、必要であれば今後の補正予算等での対応を行っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） それでは、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の大流行に当たり、教育委員会の対応について御質問いただきました。まず、答弁に先立ち、保護者の方々をはじめ、町民の皆様に学校における新型コロナウイルス感染防止対策につきまして、御理解、御協力をいただいていることに、この場を借りて感謝を申し上げます。

さて、教育委員会としましては、学校教育、社会教育ともに安心・安全を第一に、行事や活動の必要性を考えて、延期や中止の判断をする一方、できる限りの感染対策を講じた上で、今できること、今やらなければならないことを考えながら、学びを止めない工夫を重ねてまいりました。現在、学校では、鳥取県版新型コロナ特別警報発令を受け、マスク着用、小まめな換気、手洗い、密の回避、本来楽しいはずの給食も一方向を向いての黙食、黙ったままでの食事のことをいいます。施設、器具の消毒等の日常的な感染防止対策に加え、歌唱、リコーダー、接触を伴う運動、雑巾がけ、話合いなど、感染リスクの高い活動は、各学校の実態に合わせて控えたり、制限を設けたりしています。このことは、児童生徒にとっては、発達段階に応じて必要な経験や学びが大きく制限されていることであり、その影響については今後考えていかなければなりません。保護者の皆様には、児童生徒のマスク着用や検温をはじめとする日常の感染対策、また、子供さんはもちろん、一緒にお住まいの方の風邪症状等の体調不良のときの自宅待機や、速やかな受診、学校の臨時休業や行事の変更への対応等、仕事を休まざるを得ない状況も発生する中で、非常に多くの御協力をいただいております。また、PCR検査等の受検や自宅待機の考え方につきましても、これまで累計約300件を超える連絡や相談をいただき、それぞれ安心・安全を第一に適切な対応を取っていただいております。このような御理解、御協力があるからこそ、本町では、クラスターとして学校で感染が拡大することもなく、学校の安全が確保されておりますこと、重ねてとなりますが、深く感謝を申し上げます。

これまで、本町では、1月に2校が臨時休業やそれに引き続いての学年閉鎖を行いました。学校関係者に罹患があった場合は、ひとまず3日間を目安に休業し、消毒作業やPCR検査の対象者の確認、関係者の体調把握等を行うこととしております。この3日間というのは、ウイルスの特性、PCR検査の対象決定や結果判明に要する時間等、保健所と協議していく中で設定したものです。また、臨時休業が長引くなどの不測の事態に備えて、教室内での人数を半分にする分散登校の計画、プリントなどの課題のやり取りやタブレット端末を活用した家庭での学習など、発達段階に応じた準備を進めているところでございます。さらに、うわさ話や罹患者の特定、心な

い言動や誹謗中傷、いじめ等の人権侵害が起こらないよう、学校では折に触れ、校長講話や担任による指導を行っているところです。今の社会状況では、新型コロナウイルス感染防止と同様に、罹患者やその御家族の人権を守ることも大変重要なことと認識しています。児童生徒だけでなく、町全体で人権が大黒柱の南部町民として、常に意識していただきますようお願いを申し上げます。

まだまだ終息が見えてこないばかりか、日々変化をしている新型コロナウイルスの感染状況ではありますが、教育委員会といたしましては、児童生徒、保護者の方々、学校関係者と一緒になって、子供たちの学びを止めないよう、安心・安全を第一に全力で取り組んでまいります。議員の皆様をはじめ、町民の皆様におかれましては、引き続き感染防止にお努めいただくとともに、南部町教育への御理解、御協力をお願いし、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） 細田元教君の再質問を許します。

細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 数点さらっと答弁いただきましたが、ちょっと具体的に町長にお聞きしたいと思います。

まず、町政についてですが、今回の予算内容を見ましたら、デジタル関係がすごく新規事業でございまして。これに対して町長は、福祉のことばかり言いますと、2025年、2045、50年問題というのが大きな課題になっておりますが、これをこのデジタルで、ある程度方向性とか主軸とした大きな柱をこれでやられるというふうに解釈していいのか、ほかのことがまだあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。現在は、先ほども答弁しましたように、コロナが3年越しに及ぶ影響を、社会を、どっぷりとコロナの中で私どもが過ごしてる中で、次の時代はまだ見通せません。見えない状況に私たちはいます。しかし、確実にポストコロナ、アフターコロナの時代は来るはずでございます。それに備えて私たちがしなければならないのは、これまでの議論でもあったように、高齢社会が必ず来る、買物に困難をする人もおるでしょう。そして、医療であったり、福祉であったり、そういうことに、南部町民を人口が減る中で、不十分な環境に置くわけにはならない。その中で今やらなければならないのは、ポストコロナに備えたデジタルの力をしっかりと住民の暮らしの中に、まずベースとして設置することだろうと思っております。昨年からお願ひしています光ファイバー網をしっかりとまず整備し、そして各家庭に引き込む。さらには、地域の中で今テレワーク、ワーケーション、そのような新たな働き方を求める社会の流れがあります。これはコロナの影響によって10年早まったと、このようにも言われています。

そのような環境にしっかりと着目して、新たな企業誘致の形としてのワーケーションであったり、テレワークであったり、そのような施設整備を今こそするべきだろうと、このように思っているところでございます。そういうことを通じて、次世代に地域の皆さんが希望を持って暮らしていける、そのような南部町のベースをつくっていく、今は、そういうときだろうと思って、今回提案いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） では、町長が言われましたように、どうも今回の予算を見ますと、また、デジタル推進課のいろいろな話をお聞きしましても、将来の人口減少、少子化対策、高齢者等の生活を守るためには、今、今年は光ファイバー網ができます。ある政策を見ましたらデジタル関係がすごく、結構予算がついておりましたね、何億と。ということは、町長は2025年問題、40年、2050年問題を見据えたら、今のうちに今年はこのデジタル関係でこれをせないけんと思ってこういう予算組んでおられるのか、再度お聞きします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。2025年問題は、団塊の世代が後期高齢者、75歳を全員が迎える。そして、2040年問題は、後期高齢者が90歳を超え、そして、団塊世代のジュニア、その子供たちが前期高齢者に突入し、労働人口が全国の中で1,000万人減る、そういう社会がもう十五、六年、17年ですか、16年になるんですね、来ます。年間に70万人、たしか七十数万人、鳥取県人口以上の若者たちの労働人口が年々、1年ごとに減っていく社会が、これから私たちは2040年まで耐えしのがなくてはならない、そういう環境にあることは、これは間違いない事実なわけです。

全てをこのデジタルで対応できるとは私も思っていません。しかし、大きな力になると。例えば医療であれば、限られたドクターがこの光ファイバー網を使いながら、在宅での診療につながる可能性は確かにあると、このように思います。地域振興協議会や集落の問題ということをしては解決できませんけれども、それを一つ乗り越える力はあるだろうと思っています。振興協議会や集落の皆さんともしっかりと話し合いを進めながら、地域の防災や福祉をつくり上げることと同時に、こういうデジタルの力を使いながら、補助的な道具として使うことによって、皆さんの安心・安全の寄与になると、このように思っております。

○議長（景山 浩君） 細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 今回ちょっと、このデジタルについて、ちょっと深めてまいりたいと思います。今回の予算の裏づけは、国の予算でついているのはデジタル田園都市構想というの

があるんですけども、これは金太郎飴で、国はいろんなことを言ってるかもしれませんが、町長は、デジタル田園都市構想というのは、南部町としてはどのように感じておられる、どのような都市を想像されておられますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。可能性はたくさんあると思ってます。今回の補助制度の中では、補正予算ということもあって、実装、実際に今、もう着実にこの効果があるんだという全国での事例を町内に持ってこいというのが宿題です。ですから、例えば自動運転技術の試験をやりますだとか、こういう今すぐにそれが実態としてできないものは、今はまだこの事業の中に入っていません。これは全て全国の中でたくさんやってるということだろうと思っています。可能性たくさんありますけれども、私は取れると、今言いました2025年や2040年に対して必要であろうという種目に対して、そして今、種をまいておかなかちゃいけないことについて、この事業の中でかなえられることがあるのであれば、積極的にこの事業に対応していくような要望、事業の組立てをしていく必要があるだろうと思っています。

○議長（景山 浩君） 細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） これについては、我が町もデジタル推進課というものがおられます、そこで一生懸命これについてそれなりに勉強して考えておられますが、担当課長、この南部町でデジタル推進田園都市構想の中で、今回はいろんなことをされておられますが、この中に基本理念が、持続可能で住みよいまちの暮らしをデジタルで実現というのが基本理念になっておりますね。具体的には、今回の予算でテレワークとか、田園都市構想の中でいろんなのがありますが、課としては、町長の今の意思を聞いて、本年度はこれとこれとこれだけは実現して進めていきたいと、そうしなければ南部町が守られない、けど、こればかりするわけにはまいりませんので、教育委員会もあれば、産業課もあるし、いろんな課もございまして頑張ってますが、最低でもこれだけはしとかんと、あとの課がこれに乗り遅れるっちゃおかしいですけども、一緒になって守るためには、これをせないけんというのがあるんじゃないかと思うんですけども、その田園都市構想の具体的なことが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、本池彰君。

○デジタル推進課長（本池 彰君） デジタル推進課長でございます。まず、デジタル田園都市国家構想というものです、これはまず、今、岸田総理のほうで、新しい資本主義の実現に向けた成長戦略の最も重要な柱という位置づけをされています。これはどういったことかといいますと、地方の魅力をそのまま、都市に負けない利便性と可能性をボトムアップでやっていきましょ

うということで、今回の交付金につきましても、地方のほうからボトムアップ、ちょっと英語使って申し訳ありません。いわゆる下意上達、トップダウンの逆ですね、下のほうから、地方のほうからそれを盛り上げていきましょうという機運を高めるために想定されたものだというふうに認識されています。南部町につきましても、このデジタル田園都市国家構想で目指すべきものとして、ウェルビーイング心豊かな暮らしとサステナブル、サステナビリティ、これはSDGsのSと一緒になんですが、持続可能な環境や社会や経済を築くということになっています。そういったところで、まず第一歩として、当然必要なのは、これまでもお話ししたように、業務改革というところをまず注力していただき、まずはその人的エネルギーをデジタルによって縮減し、その他のものをコアな部分に充てていくということがあります。そういったところにRPAですね、ロボティックプロセスオートメーションとかっていうものが絡んできますが、それと同時に、事業としてのものではありませんが、やはりこのデジタル化というところを乗り越えていくには、町長の施政方針でもありましたけど、小規模自治体単体では非常に難しいところがあります。これはまさに経費の問題がそうでありまして、そういったノウハウを広域してやっていきなさいというのは各種説明会でもお聞きしているところでもあります。よって、まずそういった広域的にそれをやっていけるような土壌をつくっていく、これは近隣自治体等とも話は多少したりはしているところもありますが、そういったことにも取り組んでいく、これがまずスタートになるのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） あんまり専門的な横文字が出るけん、なかなか分かりにくいんですけども、過去にも地方創生交付金、地方創生絡みで、地域共生社会とか地方創生で、いろんな今でいう物支援とか、何だったかな、コミュニティネットだったかな、あんなんで大きな外郭団体というか、会社ができまして、そこを通じていろんな補助金等が出るようになってましたが、今回国も、これは課長知っておられると思いますが、デジタル田園都市構想、これを応援しようというような面白いもんが出たみたいですね。産官学で、企業や行政、大学関係者らが、一般社団法人デジタル田園都市国家構想応援団というのが、理事さんが藤原洋一さん、一般財団法人インターネット協会理事長だそうです。ITによる地方振興を図る同構想は岸田政権の看板政策で、産官学が連携し、後押しをします。その中で情報収集や人材、設備、資金確保で協力する方針です。行政側はデジタル化で地域の利便性や福祉の向上、地方と都市の格差縮小を目指す。企業は、それに貢献することで利益などを狙うと。この総会で若宮さんって、これは国の副大臣かな、デジタル構想の担当相ですね。お年寄りまで取り残さず恩恵受けるようにしたいっていう、こう

いう団体が20日に立ち上げられたそうです。これと町は連携されるのかどうなのか。今までそういうことで地方創生絡みで、そういう団体と一生懸命やって、南部町地方地域共生社会、地方創生、一億総活躍、いろいろやってまいりましたが、最初は10分の10、10分の9、10分の7、今は10分の5ですかね、50で、結局、町が手出しするようになって、するような政策に変わってまいりましたが、これがそういう可能性があるんじゃないかと心配してますけども、町長は、この人たちの情報を入れて、また、そこからじゃなきゃお金が入らないのか、その辺の認識はどのようにしておられますでしょうか。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、本池彰君。

○デジタル推進課長（本池 彰君） デジタル推進課長でございます。先日板井議員からの質問もありまして、このことは実を言うと私も存じていませんでした。早速、昨日勉強をさせてもらいました。さっき議員が言われたとおりの関係で組織されてまして、若宮内閣府特命大臣ですね。特命大臣も出席されているということでもあります。これにつきましては、まだ具体的なものというか、まず、細かいところでいえば、自治体については、無料でその会員になれるよと。民間については、年間10万円の経費がかかりますよっていう中で、今660の団体、個人が参画しているということがございます。まずは、これを見たときに、やはりこれに加盟すれば情報がいち早く取れる、ほぼ生で入ってくるのではないかとということもありまして、取りあえず無料ということも当然あるんですが、早速に昨日にもう南部町として一応会員にはならしていただく方向で、ちょっと話をさせていただいてるところであります。そこから各種情報を抜け目ないように得ながら、そういった推進交付金ですね、前は加速化交付金とも言いましたけど、ああいったものがありましたら積極的に活用していきたいというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 情報収集するぐらいならまだいいんですけど、産官学でこれやっているんですけども、事務局によると、野村総合研究所、大日本印刷、多摩大、内閣官房、東京都大田区など約40の企業、団体、組織らが参加してると。そういうことで、本当に我が町でこれされてもいいんですけども、町財政とか、それにうのみにならないようにしてもらいたいのはやまやまですけども、それについて、町長、どのように感じておられますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。町長としては、有効な団体であれば加盟しながら情報収集したいと思いますし、安易にそういう団体に入って、町にとってデメリットがあるということであれば、距離を置かなくてはならないというつもりです。情報をまず収集するということが重要で

すので、先ほどデジタル推進課長が申しましたように、まずは情報収集したいと思っています。

○議長（景山 浩君） 細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） そこで、そこを通じなければ予算が通らないとか、云々であればちょっと大きな問題が起きそうですので、こちらが利用されるんじゃないしに、こちらが相手を利用するという立場で今後これをしていただきたいということと、あと、町長、今回は予算については、一番肝がウィズコロナ、環境整備はワクチン等の調整でしたが、未来に向けた自治体運営の構築で、新しいデジタルを、今年はこれでやるというように解釈します。そこには農業もありましたが、農業は同僚議員がいろいろ言われてお聞きしましたのでいいと思いますが、これも本当にこれを今年中でもきちっとされて、各課がそれを使った政策ができる準備をしてもらわんと、来年も再来年もこればっかりということになると、今から20年後を見据えて、これやってほかのことをできないようなことだけはしてもらいたくないと思いますが、町長はその点、確認をお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今回の例えばデジタル田園都市国家構想に手を挙げた者は、私はごくごく一部のほんの一部分のパーツだと思っています。多様な問題が私たちの将来に向けてはあると思っています。

7点、私は考えてまして、まず、人権が大黒柱である、いわゆるダイバーシティだという、その概念もデジタルの中で、どうこの南部町が解決していくのかという問題もあると思います。それから、里地里山の文化、これを保全していく、そういうSDGsの概念をどうデジタルの中でやっていくのか、さらに暮らしを支える保健・福祉・医療とデジタルをどう結びつけていくのか、子供たちが科学教育を受けるため、教育委員会、一生懸命今デジタルの中に入れようとしていますけれども、こういう問題に対して本当に実装できているのかどうか、農業や商工業のイノベーションにデジタルをどう生かしていくのか、公共交通のイノベーションはこれまでも議論がありました。そして、防災の問題です。レジリエンスとかよく言いますが、いわゆる災害を受けるのは致し方ないけども、その復元性、しなやかな郷土、国土をつくらなければならない。この辺りについても、防災の予知であったり、情報の一元管理であったり、こういう問題にもデジタルの問題が出てくると思います。私は、今回の光ファイバー網は、これを全て網羅するベースになる部分、そして、デジタル田園都市国家構想の今回提案してましたのは、この中でも里地里山文化の保全であったり、それから地域の中の暮らしを支えていく、さらには農業や商業の活性化、こういうところに影響を与える、ごくごく一部の部分だろうと思っています。一つの事業

だけでは全ては解決しませんけれども、デジタルをどう取り込みながら、さらには、この補助金がまた違った形にもなるかもしれませんけれども、デジタルから人間が遠のいていくというような社会環境に今ないと思っています。有効に使いながら、さらには住民の皆さんが使い便利がよくなったなというような環境整備には配慮していきたいと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 町長、話してると、さすがね、町長、デジタルがよっぽど好きなんだなと思ってね。ばらばら自分の言葉で出るので、その気になっちゃうんですけども、わしらは分からんところがいっぱいある。この間も勉強したときに、デジタルバイドを解消してほしい、意味が分からなかった、格差だそうですね。これについても今みたいに、課長、今町長が7つの項目ばあっと言われました。これをできたら今年中でも、これが今言った、何だったかいな、DX、デジタルトランスフォーメーション、今町長が南部町の将来図みたいなのを言われました。そういうことをやりたいと。これを現状からそっちに向けるようなことをしていただきたい。そうしたら、2020年、25年、または40年問題やちが、これさえしとけば何とか乗り切れそうということだけはしていただきたいと思いますが、1年じゃ無理でしょうか。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、本池彰君。

○デジタル推進課長（本池 彰君） 今、町長が話した中でも、今回予算として上げているのが、公共交通のところでありまして、あるいは防災、自治体クラウドの防災支援システムというところを上げさせていただいてます。ただ、これがそれぞれが1年でスモールスタートという形で、ある部分を区切れればいいのですが、あくまでも一つ一つではなく全体として押し上げていかないとならないというふうにも考えてます。それが一つとして、もちろん広域化というのも一つの話にはなってきます。それ以外にも、さっきも申しましたが、業務改革というところもありますし、電子申請とか、いろいろなことがあります。ただ、町長が言われますように、ある程度町としては多様性は持っていないといけないというふうに思ってます。デジタルを本当に早く推し進めるのであれば、それはもう義務化なり、それしか使えないということが一番早いのは、これは誰もそう思うところありますが、とてもそういったふうに我が町のほうは考えていません。ただ、国のほうは、2月末の公明新聞だったと思いますが、総務省の職員のコメントとして、このデジタル化というのは、既成概念の破壊を伴いながら新たな価値を創出するための改革だというような、国は強い打ち出し方をしています。あくまでも国の考えに基づき、特に法令等については、それは当然守っていかなければならないところではありますが、南部町に見合った形でデジタル化を進めていく、そこを一番気をつけながら進めていきたいというふうに思っています。以

上です。

○議長（景山 浩君） 細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 私、今回の予算で僅かだったかもしれませんが、一番生活に密着したのは、GISアプリケーション導入、これは建設課から前々からお聞きした分ですが、ゼンリンの地図を落として、そこに全ての情報を落として、即対応ができるシステムだということで、すごい予算がかかって、これは大変だということで、難しいなと思ったら、今はこれが簡単にできそうだということで、ぜひこれらをして、今年を頑張っていたきたいと思います。ぜひともこれを頑張っていていただきたいと思いますが、あくまでも私の考えですが、デジタルを利用するのはいいですけど、ITとかコンピューターに使われないように、使い切るような教育、また、そういうのをしていただきたいと思います。

さあ、今度はコロナでございます。今、これは防災監からもらった資料ですが、年代別で10代以下が397名、居住地が鳥取市が416名、米子市は391名、家庭間内が520名、オミクロン株の感染率は98.9。この種類がBA.1.1というんですか、こういうことで、これから怖いというのが、ステルスオミクロン、BA.2、まだ未確認ですけども、これは主流になりそうですよ。ステルスというのも、引っかけられないというのは、レーダーとかに引っかけられないやつですよ。そういうのが出そうだということです。その中で、私の体験発表じゃないですけども、一番びっくりしたのは、町民に対する対応、感染された家族の対応なんですね。今、町長答弁では、そういった予防対策をきちっとしなさいと、手洗い、マスク、消毒等ですが、それは当たり前で、一番私は南部町でしていただきたいというのは、協定結んだと言われましたが、それも大事ですけども、保健所が南部町に情報を一切出さないと。人権問題があったりいろいろあると思いますけども、保健所の対応が、今言いましたように、300人、500人等が一遍に爆発したら、とって今保健所の対応じゃあ手が回りません。言っていることが支離滅裂、感染された家族の方がかわいそう。医療従事者とか、そういう専門職が対応できれば安心できますけども、一番いい例が、これ何ですかいな、ぱちっと、ヘルスマーターじゃなしに、血中濃度を測る機械がある。これも、書類もらって、そこへ書く欄があるんですよ。何ぼですか、体温は何ぼですかと、そしたら、これがない。保健所の人に、これ買うんですか、それとも貸していただけますかって言ったら、全部99で書いてくださいって言われた。99って100%ですよ。そのような対応を聞いたって、私びっくりいたしまして、これは保健所に任せられないと、これは町長にお聞きしたら、協定を結んでないので、情報は一切出てこない。南部町だったら、その日、家族に行くんじゃないもん、電話ですもん。県と協定結んででも、我が町で感染された、ま

た濃厚接触者に対しては、責任を持って、そういう本当に的確な、適切な電話連絡だけでも安心されますよ。しゃんこと言われてみない、俺ですらびっくりした。もうあんたは感染したから、ほかに、人に感染しませんけんって言いなる。おい、それ、逆さだでって。自分は感染せんけども相手には感染すると思うだけど、そのようにパニクるんですわ。あんなに一遍に出れば。だから、県と協定結んででも、個人情報等はもう大事にして、保健所の我が地域には7つの振興区で、それぞれ担当の保健師さんがおられます。保健師さんが丁寧に連絡されりゃあ、安心してそこでできるとは思いますけども、できませんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。専門的なことはまた担当課長が言います。私も同様に感じてまして、この感染症法という国の法律の中でやれるのは、県と鳥取市のような、ああいう一定の保健所を持っているところが一義的にこの感染対策をする。各市町村は、その指揮命令の中に入るんだということのようです。したがって、情報も一切入りません。南部町で何人今いるのかは、実は教えてもらってます。ただし、外に絶対出してはならないという条件の中で、この近年教えてもらうようになりました。そのように、この法律は、国家が国の系統の中で無償で感染拡大を防ぐために、国民への対応だということで、この系統立った中で、市町村が保健師が丁寧に一人お一人の大丈夫ですかということに至らないのはそういうことなんだろうと思ってます。同時に、保健師の皆さんは、保健所に派遣という格好で保健所に行って、その業務をお手伝いするという業務には当たっていただいています。そういう中で、各家庭の中で誰が一体、濃厚接触者でスーパーにも買物に行けない、そういうお困りの中の皆さんをどう支えていくのかということで、それは市町村がやりましょうということで、鳥取県と協定を結んだと、こういう現状にあります。ですから、私の想像では、法律に一定のそういう壁があるんだろうと想像しているところです。これが一般的な、もう少しレベルの低い感染対策になれば、また違うんでしょうけれども、今、非常に厳しい感染対策の法令になってるようでございますので、その関係でこうなってるんじゃないかなと、私の推察でございます。詳細は防災監が言うと言ってますので、よろしく願います。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。町長がほぼ言われたとおりでございますが、実は、感染状況でいうと2月の22日の週が一番多く感染者が出ていました。多分その時期、保健所としての一番力が要った時期だと考えています。感染者が出た後、濃厚接触者含めての対応に関しても、やはり先ほどありましたとおり、情報としては全く町には入ってきていません。ただ、

我々できることといえば、例えば個人的に、あるいは職員の関係でも情報が入ってきたときには、そういったことに関して対応や支援、あるいはどういったことをやればいいのかということをおアドバイスとか、そういったこともできるんですけども、ただ、今後、県にも何度かこういった情報のやり取りというのをしっかりやってほしいという要望もしておりますが、なかなか各保健所の一つの壁というのは失礼なんですけども、そういったところで我々が入れないところがあるところを御理解いただきたいと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 御理解してください言っちゃって、当事者になったら理解できないです。あの点、小学校だか中学校だかの関係者が出て、二、三日休まれたことがありましたね。わし激励に、えらいなちゅうて教育委員会に行ってきました。そしたら、ここにおられる課長さん、水嶋先生が、もう電話しまくったのだが、保健所に。そしたら保健所も、南部町さん、いっつも電話かかってきよるって、そんなんした、熱のある、やっておられたから、あっこ止まると思った。南部町でも、そういうことが一番よう分かってるのは防災監、ただ、手続上は、あんた一番上かもしれんけど、専門職じゃないんだ、感染について。ごめんなさい、自衛官だけ、よう知っちゃった。だけど、町内の状況、家庭内の状況云々は、やっぱり健康福祉課の保健師さんだと思う。米子市はそれやっとならって聞いたんだがんな。それが課長に聞いても知らんって言いなっちゃってね、余計不安になってきたんで。そこを何とか風穴空けて、南部町の町民ぐらいは軽度の感染者に対してでも守ってあげてほしい。厳しければ入院せないけんけども、今、あんまり無症状とか、ああいう人が多いんです。そういう中の相談相手でもしてもらえば、それは助かりますよ。頭にきて、自分のSNSで爆発させてやるなんてことを言っちゃいましたけんね、ああいうもんが。だけん、そういうことにならないように、町長、これできんのかな。あまりにも縦割りが厳し過ぎるわ。その点について、どんなもんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今の法律の壁なんだろうと思っております。赤痢程度の類型になれば、町が保健所を挙げたり、それから自分たちで消毒をして感染対策を役割というのが出てくるんですけども、現在のは、エボラは1類ですから、その下ぐらいですよ。空気感染をしたり、非常に厳しい状況の制度の上で、無料で私たちは医療を受け、感染対策をしてる。これがやはり法律のはざまになってるんだらうと思っております。これがインフルエンザの少し上ぐらいのところであれば、これは今度は保健所とそれから各町の保健師さんたちの保健業務として対応する部分もたくさん出てくるんですけども、残念ながらなかなかそのことが今の状態ではでき

ません。これを一つの契機にしながら、今後、改善の余地は十分あるだろうと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） これも私が体験したからこそ分かったことで、これ何も知らなかったら、そうですねで終わっちゃったかもしれませんけども、一番大事なのはやっぱり手洗い、マスク、何だかいな、ソーシャルディスタンスって言うだかいな、置くとか、黙食、家族で黙食なんてないで。いや、そんなんでね、もう一度徹底せないけんじゃないかなと思っております。

そういうことで、何て言ってもいいか分からんですけども、こういうところをデジタル使ってもやってもらえんだあかと思ひまして、もう時間もなりますので終わりますが、教育委員会のあの熱のような、どこへ飛んでいきて、もう子供を守るという、あの熱というのが私は大事じゃないかなと思っておりますので、よろしく願いいたしまして、一般質問終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で、11番、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて、町政に対する一般質問を終結いたします。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（景山 浩君） 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

2月14日に開催しました議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

日程第5 上程議案委員会付託

○議長（景山 浩君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日、9日からは各常任委員会を持っていただき、付議案件についての御審議をお願いいたします。

午後3時46分散会
